

平成 29 年 第 4 回

高森町議会 12 月定例会会議録

平成 29 年 12 月 7 日 開会

平成 29 年 12 月 15 日 閉会



高 森 町 議 会

1 2月7日 (木)

(第1日)

平成29年第4回高森町議会定例会（第1号）

平成29年12月7日
午前10時00分開会
於 議 場

1. 議事日程

町長あいさつ

開会（開議）宣告

日程第 1 会議録署名議員の指名

8番 本田 生一君

10番 佐伯 金也君

日程第 2 会期の決定

(1) 会 期 （9日間）

自 平成29年12月 7日

至 平成29年12月15日

(2) 会期及び審議の予定

月 日	会議の種類	備 考
12月 7日（木）	本会議	議案審議
12月 8日（金）	休 会	総務常任委員会
12月 9日（土）	〃	
12月10日（日）	〃	
12月11日（月）	〃	文教厚生常任委員会
12月12日（火）	〃	建設経済常任委員会
12月13日（水）	〃	
12月14日（木）	本会議	一般質問
12月15日（金）	〃	委員長報告・採決

日程第 3 議案第52号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

日程第 4 議案第53号 高森町復興基金設置条例の制定について

日程第 5 議案第54号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

て

- 日程第 6 議案第 55 号 平成 29 年度高森町一般会計補正予算について
日程第 7 議案第 56 号 平成 29 年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について
日程第 8 議案第 57 号 平成 29 年度高森町介護保険特別会計補正予算について
日程第 9 議案第 58 号 平成 29 年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について
日程第 10 休会の件について

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

- | | | | |
|------|-----------|-----|-----------|
| 1 番 | 牛 嶋 津世志 君 | 3 番 | 後 藤 三 治 君 |
| 4 番 | 興 梶 壽 一 君 | 5 番 | 芹 口 誓 彰 君 |
| 6 番 | 立 山 広 滋 君 | 7 番 | 森 田 勝 君 |
| 8 番 | 本 田 生 一 君 | 9 番 | 田 上 更 生 君 |
| 10 番 | 佐 伯 金 也 君 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (18名)

- | | | | |
|-----------|-----------|--------------------|-------------|
| 町 長 | 草 村 大 成 君 | 教 育 長 | 佐 藤 増 夫 君 |
| 総 務 課 長 | 佐 藤 武 文 君 | 生活環境課長 | 田 上 浩 尚 君 |
| 会 計 課 長 | 古 澤 要 介 君 | 健康推進課長 | 阿 南 一 也 君 |
| 住民福祉課長 | 佐 伯 実 君 | 建 設 課 長 | 沼 田 勝 之 君 |
| 税 務 課 長 | 松 本 満 夫 君 | 政策推進課長
兼TPC事務局長 | 馬 原 恵 介 君 |
| 教育委員会事務局長 | 東 幸 祐 君 | たかみりポイントタウン事務局長 | 岩 下 徹 君 |
| 監査委員事務局長 | 安 方 含 君 | 政策推進課審議員 | 橋 本 俊 太 郎 君 |
| 農林政策課審議員 | 荒 牧 久 君 | 教育委員会審議員 | 古 庄 泰 則 君 |
| 総務課総務係長 | 岩 下 雅 広 君 | 総務課財政係長 | 代 宮 司 猛 君 |

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名 (2名)

- | | | | |
|--------|-----------|-----------|-----------|
| 議会事務局長 | 安 藤 吉 孝 君 | 議会事務局庶務係長 | 山 田 耕 生 君 |
|--------|-----------|-----------|-----------|

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

会議に先立ちまして、町長の御挨拶をお願いいたします。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） おはようございます。

平成29年第4回高森町議会定例会の開会にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位の皆様におかれましては、公私御多忙のところ、本定例会に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

本年最後の定例議会ということで、1年間を振り返ってみますと、私自身は昨年発生した熊本地震からの復旧・復興に全力で取り組んでまいったところでございます。国や県、またいろんな当局をはじめ、国会議員、町議会、県議会、多くの皆様の御支援・御協力のもと、着実に成果が現れており、改めて関係各位の皆様感謝を申し上げるところでございます。

御報告をさせていただきます。南阿蘇鉄道の復旧・復興に関するところでございますが、災害復旧事業及び上下分離方式の導入に関する基本方針について、熊本県、関係5町村、南阿蘇鉄道株式会社で確認書を取り交わしました。この確認書を国に提出したところでございます。確認書の内容は、南阿蘇鉄道株式会社が災害復旧事業の主体となること、そして南阿蘇鉄道株式会社に対し熊本県と南阿蘇村で補助を行い、熊本県と南阿蘇村の負担割合は1対1とするというところでございます。また、新聞等で報道があったかと思いますが、上下分離方式に関しましては、熊本県、南阿蘇村及び高森町が新法人を設立して、鉄道施設と鉄道用地を保有すること、設備投資費用については、熊本県、南阿蘇村、高森町が負担、その後の維持管理費用については、南阿蘇村、高森町で負担することが合意されたことでございます。先ほど申し上げますように、この決定事項を踏まえて、会長であります田嶋熊本県副知事より、確認書と特例措置を求める要望書を合わせて国のほうに提出をさせていただきました。高森町といたしましては、復旧工事に関わる費用、お金に関しては負担がなくなったということでございます。上下分離後は下の財産、要は鉄道等々、施設等々に関してはすべて新法人、その新法人に熊本県が主体側として入るということで、南阿蘇鉄道にその後は車両等は無料で貸与するということになったわけでございます。

また、これも御報告でございますが、阿蘇の砂防直轄事業、阿蘇と申ししましても

阿蘇市、高森町、南阿蘇村でございます。今年度、国直轄化の期成会を立ち上げさせていただきますまして、私は副会長という役職を仰せつかりました。その中で、今後国の直轄事業が必要であるという判断のもと、阿蘇地域の砂防の事業に関しては、どうしても県や市町村では賄いきれないと、この人命や財産に対する、より安心・安全というところは、やはり国の直轄事業でやっていただけないかという願いをずっとしてきたところでございます。先般、国のほうから、これが大きな第一歩ありますが、計画段階評価入りリストの中に入ったということが、国から蒲島知事に直接御連絡があったところでございます。新聞報道等によりますと、総事業費が100億円で、事業期間も10年程度と見られているというふうに報道はなされておりましたが、その部分に関してはまだ正式に決まったわけではございません。ただ、私たち期成会としては、来年7月以降の直轄化を実現するということで、この12月議会後、そして1月、2月、3月と、国に対しての要望をさらにお願いを続けるところでございます。

また、当町でやっております西原・前原線、平成24年度の九州北部豪雨災害復旧復興防災道路に関するところでございますが、平成28年度事業が終わったところでございます。これから平成29年度の分の発注を行うところでございますが、国、国土交通省側といたしましては、平成29年度の事業という位置付けをしっかりとするというところでございまして、スピードがどうしても必要なわけでございます。何分、予算の規模が大きく、そして国からの大変大きなこの事業補助をいただいておりますので、スピードというところを最優先しなければいけないのかなというふうに考えておるところでございます。

さて、本定例会で御提案申し上げますのは、条例の制定及び一部改正、一般会計及び特別会計の補正予算案など議案7件でございます。御審議の上、よろしく御決定賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

○議長（田上更生君） ありがとうございます。

ただいまから、平成29年第4回高森町議会定例会を開会します。

なお、農林政策課長 後藤健一君から欠席届がっておりますので、御報告いたしておきます。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（田上更生君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、8番 本田生一君、10番 佐伯金也君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（田上更生君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。議会運営委員長 立山広滋君。

○議会運営委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

会期の報告を申し上げます。

議会運営委員会に付託されました平成29年第4回高森町議会定例会の会期につきましては、本日12月7日から12月15日までの9日間と決定しております。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 議会運営委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月15日までの9日間と決定しました。

-----○-----

日程第3 議案第52号 阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（田上更生君） 日程第3、議案第52号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

議案第52号で御提案いたしました、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について、提案理由を御説明申し上げます。

阿蘇広域行政事務組合同規約第3条に規定する共同処理する事務のうち、広域にわたる総合的な計画の策定並びに当該計画に基づく事業の実施及び連絡調整に関する事務、また広域計画のうち、ふるさと市町村圏計画で定める広域活動計画に基づき行う地域振興事業等に関する事務については、総務省が示しておりました広域行政圏計画策定要綱並びにふるさと市町村圏推進要綱に基づいて、広域計画等の策定を行う必要がございましたけれども、両要綱とも既に廃止され、当面計画等策定する

事務がなくなったことから、今回、組合が行う共同処理する事務から廃止することとしたものでございます。

また、組合規約第13条、第14条及び15条に規定するふるさと市町村圏基金については、広域行政事務組合の構成市町村の事業実施に必要な限度において、取崩しができるという総務省の通知に基づきまして、平成25年度から平成27年度において、広域行政事務組合が行います事業等に充当するため取崩しを行い、基金の全部を処分したことに伴い、今回、基金自体を廃止するというものでございます。

この規約の変更につきましては、構成市町村が同文にて議会に御提案をするものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号、阿蘇広域行政事務組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第4 議案第53号 高森町復興基金設置条例の制定について

○議長（田上更生君） 日程第4、議案第53号、高森町復興基金設置条例の制定についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第53号で御提案いたしました、高森町復興基金設置条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

先般、新聞報道等でもございましたとおり、熊本県は熊本地震復興基金交付金に

係る創意工夫分と、県宝くじ交付金分ということで、県内市町村に総額100億円を交付するということになっております。こちらは被災自治体の住家、公共土木施設の被災規模、被災自治体の人口規模で按分されており、本町には約3,200万円が交付される見込みとなっております。

交付された復興基金の使い道につきましては、復旧・復興に係る単独事業に限定されており、本年度以降の単独事業について財源とするため、復興基金を設置するものでございます。

現在のところ、約3,200万円ということで見込んでおりますので、正確には今後数字が端数の部分が増えてまいるかというふうに思っております。

また、29年度分については、今後、基金の取崩しを行って充当するという事も発生するかと思いますので、補足をさせていただきたいと思っております。

以上、高森町復興基金設置条例の制定について、概要を御説明申し上げましたが、よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第53号、高森町復興基金設置条例の制定については、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第5 議案第54号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 日程第5、議案第54号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） 議案第54号で御提案いたしました、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、提案理由を御説明申し上げます。

す。

第1条は、高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正であり、平成29年の人事院勧告並びに熊本県人事委員会勧告に基づき、行政職給料表については、初任給を2,500円、若年層についても同程度、その他はそれぞれ800円を基本に、平成29年4月に遡って給与の改定を行うとともに、医療職給与表についても同程度の改定を行うものでございます。

また、特別給であります勤勉手当の支給率を年間0.2月分引き上げるものでございまして、平成29年度は12月期分で調整するという内容のものでございます。

第2条も高森町一般職員の給与に関する条例の一部改正でございまして、第1条で引き上げた勤勉手当の支給率を、平成30年度からは6月期、12月期で平準化するという内容のものでございます。

第3条は、高森町一般職員の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正するものでございまして、任期付職員の待遇等について、熊本県の条例にならった内容に改正するものでございます。

よろしく御審議いただき、御決定くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は、総務常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第6 議案第55号 平成29年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第6、議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 議案第55号で御提案いたしました、平成29年度高森町一般

会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ9,626万4,000円を追加し、予算の総額を51億3,225万9,000円とするものでございます。

予算書の5ページをお開きください。

第2表、債務負担行為補正は、大型印刷機を導入するリース料について、期間と限定額を設定するものでございます。なお、平成29年度分については、予算書15ページ、第2款第7項第1目の地籍調査費で計上しております。

続きまして、6ページをお開きください。

地方債の補正でございます。当初予算で御承認をいただきました第4分団2部詰所解体及び新築工事につきまして、総事業費1,100万円のうち750万円について、過疎債を借り受けるよう計画しておりました。この度、起債協議の進捗に伴い、借入額を240万円増額することにいたしました。

9ページをお開きください。

歳入について、主なものを御説明いたします。第12款分担金及び負担金は、児童福祉費負担金の現年分及び滞納繰越分として121万9,000円を計上いたしております。こちらにつきましては、保育所の広域入所分に途中入園があったこと、また高森保育園の入所が当初の見込みより上回ったことにより追加するものでございます。歳出についても、保育実施委託料等を合わせて追加計上をしております。

第14款国庫支出金、第1項の国庫負担金は、今回、歳出でも計上しております各事業の追加分について、国負担分の2分の1の額を計上しております。

続きまして、10ページをお開きください。

第2項の国庫補助金、第3目民生費国庫補助金は、障がい福祉自立支援給付支払等事業システムの改修に関わる経費の国補助分を計上いたしました。補助率は2分の1となっております。

最後に、第3項の国庫委託金、第3目民生費国庫委託金は、国民年金のシステム改修に係る経費を計上しております。なお、こちらにつきましては、事業費の全額が国からの歳入によって賄われます。

第9目の教育費国庫委託金は、各補助事業の内示等によって補正計上しております。

第15款県支出金、第1項県負担金は、先ほど国庫負担金の御説明をいたしました、同事業の県負担分として事業費の4分の1を計上したものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。

第2項県補助金について、主な内容の説明をいたします。第2目第6節の熊本地震復興基金交付金につきましては、後ほど歳出の説明の際に概要書を使って詳細を御説明をいたします。

第3目第4節の多子世帯保育料補助金につきましては、第3子以降の保育料が免除となる際の保育所運営に対する県独自の補助事業となっており、当初より対象児童が増えたため、今回34万1,000円を追加補正したものでございます。

第5目第1節の農業振興費補助金につきましても、後ほど歳出の説明の際に概要書を使って、事業内容等について御説明をいたします。

第3項県委託金は、各統計調査に係る県委託金と、交付決定に伴う権限移譲事務委託金の減額、英語教育強化拠点事業の交付決定に伴う減額をそれぞれ補正計上いたしております。

続きまして、12ページを御覧ください。

第18款繰入金は、財源調整のため、財政調整基金からの繰り入れを3,268万2,000円計上させていただいております。

第20款諸収入は、雑入でアグリセンターが受け入れる納豆残渣の処分費として、75万6,000円を計上しております。

また、過年度の収入として、福祉関連の昨年度の国及び県事業の精算分328万4,000円、後期高齢者医療療養給付費負担金の精算分として781万2,000円、中山間地域等直接支払事業の返還金として45万6,000円をそれぞれ計上いたしております。

第21款町債は、先ほど申し上げましたとおり、消防施設の過疎債の追加分を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

予算書とは別にカラープリントをしております、こちらの補正予算概要書に沿って御説明申し上げますので、御準備のほどをお願い申し上げます。なお、概要書に関しましては、ページ数ではなく、番号はスライドの番号になりますので、よろしく申し上げます。スライドの1ページをお開きください。

台風被害生産施設復旧対策事業について、御説明を申し上げます。こちらは台風3号及び梅雨前線豪雨により被災した農業用施設の復旧を行うものでありまして、既存の国庫補助事業、経営体育成支援事業に、熊本県の補助と高森町の補助を上乗せして助成する事業となります。国補助10分の3に、県と町の補助10分の2を

それぞれ上乘せし、最終的な補助率は10分の7となります。これは地域農業の発展を図っていくために、被災した担い手の速やかな営業再開と経営の発展を支援していくものであり、今回計上させていただきました。事業費につきましては、概要書に記載の表を参考にいただければと思います。

続きまして、2ページをお開きください。

熊本県中山間農業モデル地区支援事業について、御説明申し上げます。今年度、草部下切地区が県のモデル地区の指定を受けました。そのことにより、農地造成や施設の整備を行います。事業費1,466万円を計上いたしました。本事業は、地域自らが策定したモデル地区農業ビジョンに基づきまして、基盤整備や施設整備を総合的に支援するものでございます。事業のメニューによって、補助率が定められております。また、町補助分は、高森町農林業振興補助金交付規則に基づき、上限の50万円を補助するもので、最終的な事業者の負担金は575万円となります。

3ページをお開きください。

観光費における負担金として、2つの事業について御説明を申し上げます。観光費、まず一つ目、この2つの事業のうちの一つ目は、ジャパンエコトラック推進事業に係る負担金でございます。現在、阿蘇地域の特色を活かし、各阿蘇市町村ごとに様々なイベントを行っていますが、周知がなかなかうまくいかず、浸透していないという現状を踏まえまして、国内外に知名度のあるジャパンエコトラックにトラッキングコースやサイクリングコースの認定を行うものでありまして、利用する人にとって大変分かりやすく、効率的に周知することができるため、そのための負担金を計上いたしております。なお、本事業は阿蘇の各市町村ごとの事業の枠を越えて、広域的な取り組みで実施するという事で、阿蘇市、山都町、南阿蘇村、高森町の4市町村で統一の90万円を負担し、行うこととして計上させていただきました。

続きまして、観光費における負担金②でございます。4ページを御覧ください。

二つ目の観光費負担金、阿蘇地域観光復興に向けた広域事業負担金について、御説明を申し上げます。熊本地震により主要アクセスが寸断され、阿蘇地域の観光入り込み客数は激減をいたしました。俵山トンネルの仮復旧、長陽大橋の仮復旧により、徐々に回復傾向にあります。やはり何といたしましても、阿蘇への最大アクセスルートである国道57号線や豊肥本線の再開時期は、まだまだ未定のままです。阿蘇観光の早期の復興を図り、観光入り込み客数を増大させていく必要があります。このような中、年明けて平成30年3月に火山観光の再開が現在見込

まれておるところでございます。このタイミングを逃さないと、これをきっかけ契機とするということで、阿蘇地域が一体となって観光客誘致に向けた活動を行うために、今回、負担金を計上させていただきました。事業の内容といたしましては、新聞紙面を活用した広報の展開と、阿蘇地域へのバスツアーの実施を予定しております。今回は、阿蘇郡市のすべての市町村が100万円を負担し、それに熊本県からの補助800万円を合わせた1,500万円が事業費となります。

続きまして、5ページ、ナンバー5を御覧ください。

高森町復興基金の創設について、御説明を申し上げます。先ほど総務課長からも違う議案で復興基金の創設についてのときに御説明がございましたが、熊本地震復興基金交付金につきましては、これまでの事業メニューや、そのほかの補助事業に該当しない部分についての要望に対応するために、新たに総額100億円を県内市町村に県が配分することということになりました。その中で高森町への配分額は3,200万円、これは小数点が変わってくると、先ほど「かも知れない」というふうに御報告がございましたが、3,200万円と表現をさせていただきますが、3,200万円となっており、現在、考えております使い方といたしましては、臨時通学バスの運行業務負担金への充当を予定を一つはしているところでございます。配分されたその交付金には、先ほどから申し上げますように、使うときにいくつかの条件が設けられております。復旧・復興に係る単独事業に充てることができるとされておるところが一番の大きなところではないかなと思っております。ですから、今回配分される3,200万円について、今回提案いたしました高森町復興基金に積み立て、今後発生する経費に対応させていただければというところでございます。

以上、今回御提案しております補正予算につきまして、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は各常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号は、各常任委

員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第7 議案第56号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第7、議案第56号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） おはようございます。

議案第56号で提案いたしました、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

今回、補正の増減は行わないで、歳出の組み替えを行うものでございます。

6ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。10款諸支出金、1項1目一般被保険者保険税還付金につきまして、20万円増額しております。

12款1項1目前期高齢者納付金につきましては、前期高齢者納付金の確定に伴い、35万2,000円増額しております。

11款予備費につきましては、歳出の調整を行っております。

なお、9月定例会において説明いたしました一般会計からの法定外繰入に伴う返還の件でございますが、現在、一般被保険者療養費給付費が約3億3,600万円となっており、昨年の同月、9月診療月までの分と比較して約1,400万円の増加となっております。また、これから冬場に入り、インフルエンザの流行の心配もあり、医療費の増加が想定されるところでもあります。

御承知のように、平成30年から国民健康保険の財政運営は熊本県が責任主体となり、町が運営するのは本年が最後の年となります。このようなことから、法定外繰入に伴う返還金につきましては、本年度の国、県並びに社保支払基金、国保連合会の補助金、交付金の歳入状況を見ながら、また医療費給付費の最終見込みができた段階において精算したいと思いますので、御理解をいただきたいと思っております。

なお、今後も国民健康保険税の滞納の徴収強化はもとより、歳出においても健康推進活動に努め、早期発見・早期治療により医療費の削減に努めてまいりたいと思っております。

以上、今回提案しております補正予算の主なものについて、その概要を説明いたしました。御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。説明を終

わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第8 議案第57号 平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 日程第8、議案第57号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。健康推進課長 阿南一也君。

○健康推進課長（阿南一也君） 議案第57号で提案いたしました、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算（第2号）につきまして、提案理由を説明申し上げます。

今回の補正は、既定の予算から歳入歳出それぞれ6,595万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ9億8,264万4,000円とするものでございます。

6ページをお開きください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。3款国庫支出金、1項1目介護給付費負担金につきましては、1,400万6,000円を増額しております。

4款支払基金交付金、1項1目介護給付費交付金につきましても、1,362万1,000円を増額しております。

7ページを御覧ください。

5款県支出金、1項1目介護給付費につきましても、1,162万1,000円を増額しております。

6款繰入金、1項1目介護給付費繰入金につきましては、985万7,000円を増額しております。これは基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。いずれも介護サービス等諸費の伸びによるものでございます。

8ページをお開きください。

9款町債、1項1目財政安定化基金貸付金を2,000万円計上いたしました。これは介護サービス給付費の支出が増加し、現在の収入見込みでは財源不足が予想されることから、県が設置する財政安定化基金から借入れを行うものでございます。この基金は、熊本県が設置主体となっており、原資は国、県、市町村が3分の1ずつ、それぞれ負担しております。現在の基金残高は、約21億900万円であります。当然、貸付金ですので、返済をする必要があります。現在、第7期の介護保険事業計画を策定しているところでありますが、その中で平成30年から平成32年の必要額に応じた保険料を決定する必要があります。今のところ、保険料がいくらになるかは未定ですが、その第7期の保険料に合わせて、今回の貸付金の返済を加算することとなります。

続きまして、9ページを御覧ください。

歳出予算の主なものについて、御説明申し上げます。2款保険給付費、1項1目介護サービス等諸費を6,296万7,000円増額、同じく2款2項1目介護サービス費等諸費を1,174万3,000円増額しております。

10ページをお開きください。

5款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費を705万5,000円減額しております。

予備費につきましては、収支の調整を行っております。

以上、今回提案しております補正予算について御説明いたしましたが、御審議の上、御決定いただきますようお願いいたしまして、説明を終わります。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は文教厚生常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第9 議案第58号 平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

て

○議長（田上更生君） 日程第9、議案第58号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。建設課長 沼田勝之君。

○建設課長（沼田勝之君） おはようございます。

議案第58号で御提案いたしました、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明いたします。

今回の補正は、歳出予算のみでの予算調整を行っております。その主なものとしては、人事院勧告に伴う人件費と消費税の確定申告により、増額が必要となりましたので、公課費の補正を行うものです。

6ページを御覧ください。

第1款水道費の一般管理費におきましては、人事院勧告によります給料と職員手当等の増額と、消費税の確定申告に伴い、公課費において110万円の増額を計上しております。

また、第4款予備費におきましては、減額により予算調整を行っております。

以上、今回御提案しております補正予算について、御説明申し上げましたが、御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。提案説明といたします。

○議長（田上更生君） 提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。本案は建設経済常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は、建設経済常任委員会に付託することに決定しました。

-----○-----

日程第10 休会の件について

○議長（田上更生君） 日程第10、休会の件についてを議題とします。

お諮りします。

12月8日から12月13日までは休会としたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、12月8日から12月13日までを休会とすることに決定しました。

なお、各常任委員会が開かれますので、よろしくお願いいたします。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午前10時50分

1 2 月 1 4 日 (木)

(第 2 日)

平成29年第4回高森町議会定例会（第2号）

平成29年12月14日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 一般質問について

議席	氏名	事項	要旨
7番	森田 勝	将来の農業振興に対する町の考えは	①新農業プランの進捗状況 ・視察先の取組み紹介 ・農地の有効活用は ②新規就農者へのアプローチ ・移住定住の促進 ③アグリセンターの機能強化 ・農業公社のような位置づけ ④TPP対策の2兆円予算を見越した事業取組み
1番	牛嶋津世志	ふるさと納税の現状	①平成28年度の納税額及び平成29年10月末の納税額 ②活用事業の選定方法はどのように決定しているのか
		高森町の小中学校の現状について	①教室用机・椅子のJIS規格 ②木材を活用した学校用具について ③ふるさと納税を活用した整備について町長の考えは

6 番	立山 広滋	情報通信基盤整備	①情報通信施設利用検討委員会の設置目的と協議の経過 ②協議内容に対する今後の対応等 ③情報通信基盤整備事業 ④情報通信施設利用検討委員会での検討内容の取扱
		町長政策集について	①政策集の進捗状況の確認 ②任期が残りわずかとなった現在の、政策の進捗状況 ③各政策の課題やその改善及び更なる政策の進捗 ④現在の進捗状況を住民等に知っていただくことは？
4 番	興梶 壽一	固定資産税の大口滞納について	①大口滞納に至る経緯と現状 ②大口滞納者に対する今後の対応
		税等の徴収向上対策について	①高森町税条例等収納対策プロジェクトチーム設置要綱に伴う活動状況 ②徴収向上対策に係る職員派遣の活動状況と効果

2. 出席議員は次のとおりである。(9名)

1 番	牛 嶋 津世志 君	3 番	後 藤 三 治 君
4 番	興 梶 壽 一 君	5 番	芹 口 誓 彰 君
6 番	立 山 広 滋 君	7 番	森 田 勝 君
8 番	本 田 生 一 君	9 番	田 上 更 生 君
10 番	佐 伯 金 也 君		

3. 欠席議員は次のとおりである。(0名)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(19名)

町 長	草 村 大 成 君	教 育 長	佐 藤 増 夫 君
総 務 課 長	佐 藤 武 文 君	生 活 環 境 課 長	田 上 浩 尚 君

会計課長	古澤 要介 君	健康推進課長	阿南 一也 君
住民福祉課長	佐伯 実 君	建設課長	沼田 勝之 君
農林政策課長	後藤 健一 君	税務課長	松本 満夫 君
政策推進課長 兼TPC事務局長	馬原 恵介 君	教育委員会事務局長	東 幸祐 君
たかみりポイントチャンネル事務局長	岩下 徹 君	監査委員事務局長	安方 含 君
政策推進課審議員	橋本 俊太郎 君	農林政策課審議員	荒牧 久 君
教育委員会審議員	古庄 泰則 君	総務課総務係長	岩下 雅広 君
総務課財政係長	代宮司 猛 君		

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長	安藤 吉孝 君	議会事務局庶務係長	山田 耕生 君
--------	---------	-----------	---------

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから、本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程に従って議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは日程に従って議事を進めます。

-----○-----

日程第1 一般質問

○議長（田上更生君） 日程第1、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。今年も余すところあとわずかとなりました。一年一年が本当にあつという間に過ぎていくような感じがしております。今日は、私は建設経済常任委員会を代表しまして一般質問を行いたいと思います。

通告しておりましたとおり、将来の農業振興に対する町の考えはということで質問をさせていただきます。

建設経済委員会では、11月の14、15日の一泊二日の日程で、鹿児島県の志布志市の農業公社の取組について研修してまいりました。高森町と志布志市では気象条件、作柄、地形など大きな違いはありますが、少子高齢化により人口減少、後継者不足は地域経済の弱体化と過疎化を招いていることは高森町と一緒にあります。執行部と議会が少子高齢化、後継者対策を言葉で発するばかりで、どのような対策をすべきか議論してきたらどうかといつも思っておりました。研修地として志布志市の取組を学んでまいりました。研修内容について申し上げますと、志布志市は平成の大合併で3町村が合併したのですが、市のほぼ中央の旧庁舎を本庁舎として、周りは茶畑が多く見られたところでございます。商店街は20分ほどかかり、意外な感じはしましたが、支所機能は本町並みで行われているようでございます。本庁への来客数は少なく、本当に私から言うと、便利がちょっと悪いかなというような感じを受けたところでございます。農業振興策として、3町それぞれに農業公社があり、町の主産業である農業振興のため、取り組む姿勢の強さを感じたところで

ございます。合併後は、1か所に集約され、新規就農者対策として有効な取り組みを行い、関東、関西から就農者の比率が高く、定住している現実があり真剣さを感じてまいりました。それは、本人の本気度を確認し、自主性を引き出し、尊重する。甘やかしでは定住しない、農業経営者にはなれないということです。2年目からは独立する手助けはするが、過保護な対策は取らないというようなことで、本当に厳しい条件の下に農家をやられているなというような感じがしました。我が家も後継者がおり、施設園芸を行っています。農業経営の基礎はできていると思っておりますが、志布志市への転入、移住者は3年目には独立し、ハウスでの農業経営を行っています。取り組む姿勢、真剣さは一番学ぶ件であると感じました。人生を掛けて家族、地域のために農業を天職とする心構えがひしひし私も伝わってきたところでございます。報告はのちほど質問に交えて紹介しますが、まず初めに、新農業プランの進捗状況ということで質問をさせていただきます。

草村町長就任後、農林水産省と高森町と交換研修というかたちで藤原さんを迎え、信州大学の加藤教授と地元の農業団体、農業者により高森町新農業プランは動き出しました。新たな食の産業創造と交流、21世紀型生業と営みの農村地域を目指してというふうな表題で平成26年の3月から策定されております。これまで3年間の取組方法、どのような基準等を設けて、どこで誰たちが評価し事業に取り組み、その効果、検証を行っているのか農林政策課長のほうにお尋ねします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） おはようございます。早速ですが、7番 森田議員の御質問にお答えいたします。

まず、第1点の新農業プラン等の進捗状況関係でございます。議員御案内のとおり、平成26年3月に新農業プランを策定いたしました。その基準といたしましては、農家のための農業プランを矜持力、稼得力、持続力、交流力、文化力の5つの視点、いわゆるこの基準から計画を策定しております。そして、待ったなしの山積課題に対し、臨機応変に対応できるよう柔軟な姿勢で臨んでまいりました。計画に基づき行った事業としまして、平成26年度に高森農業塾を10回開催いたしました。もちろん町長にも入っていただいたこともございました。この農業塾を通じまして、農家の皆さまが自分の自覚と責任の下に、自分とこの農業経営をさらに発展するために、いろんな方面から講演会等を行っております。そして、そのあとハード、ソフト面も含めまして、主なものとして、降灰対策事業、草部白水路の改修事業、多面的機能支払事業は、平成26年度より新たに取り組んでおります。また、

中山間地域等直接支払事業、担い手育成緊急支援事業、放牧活用型草原等再生事業、畜産振興事業、有害鳥獣駆除助成金事業等を行ってまいりました。これ以外にもまだ事業等がございますけども、それぞれ職員一丸となって取り組んでまいりました。

また、平成28年度が中間評価年度であったことから、町長の町政進捗状況検証等と並行して、町、農協、畜協、そして各農業関係部会、協議会代表等を加え、それに加藤教授も交え、平成20年3月20日に成果を検証いたしております。その内容としましては、これからも課題はありますが、概ね大体良好であるというような検証結果が出ております。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 自席から失礼いたします。

ただいま課長のほうから答弁がありましたように、私も農業塾に何回か通った覚えがあります。その中で加藤先生、それから藤原君のいろんなアドバイスを受けながら、魅力ある農業を今後高森町でできていくのではなかろうかと思いましたが、途中で何か尻切れトンボになったような感じを受けましたが、その後も農業者もいろいろ頑張っている姿を見ると、やはり農業プランも少しは役に立っているのかなというような感じを受けました。

課長に再度お伺いします。このプランはなぜ策定されたのか、趣旨と位置づけに基づいた新たな事業が行われているのか。また、このプランを最も後押しされているが、新規就農者への現金補助がされています。国の事業で年々規模拡大や販売拡大などの効果が出ていると思われませんが、現在の受給者数と5年間受給後の経営状況と、課長の事業効果について御見解をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席からお答えをいたします。

本プランの趣旨は、農家の皆さまが農業を継続し、発展的展開をしていくための指針でありますことから、度重なる自然災害からの復旧復興に向けた事業、それから有害鳥獣対策として、ワイヤー設置の設置事業等も取り組んでまいっております。

先ほどおっしゃいました担い手育成支援対策として、以前の青年就農給付金、現在は農業自治体人材投資事業というふうになり、引き続き行っております。過去の実績等を申し上げますと、平成27年度は夫婦4組、単身が1人、それから28年度は夫婦4組、単身1人、29年度は夫婦4組、単身2人に、さらに夫婦1組、単身2人の方が加わる予定でございます。なお、これまで畜産農家においては、夫婦1組、それから個人1人におかれましては、所得オーバーとなり支給されなくなっ

ております。そして、その後自立経営をされておられます。受給期間が満了された方も、それぞれ自立経営をされ、地域の担い手として頑張っていると思います。私はこの事業の効果はあると思います。しかしながら、見直す点もあると考えます。これまでより一層の経営や技術指導といったきめ細かな対応が不可欠だと思います。受給申請者の判定や受給中の方への経営指導、受給後の現況報告会も現在、農業経営改善指導チームというのがありまして、その中は行政、それから阿蘇地域振興局の農業福祉振興課、それからJA、それから農家の認定農業者の会長とか、そういうスタッフ等が揃っておりますし、その中で今、定期的に協議をされ、一日も早い自立経営農家を要請すべく努力しております。

今後も新しい農業後継者の掘り起こしと、次世代を担う人材確保にこの協議会を通して、またそれから本課の職員一丸となって取り組んでいく所存でございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま課長の答弁の中に出てますように、次年度、27年、8年、9年等、夫婦がおそらく4組ずつ、それから個人が四、五人というような話がありました。この事業で課長の答弁のように、結果が出ているわけでございます。現在、町には20代から45歳までの農業後継者が45人ほど育っています。真の農業経営者を育てていくためには、町からの援助、それから助成を今後また引き続き考えていってほしいと私は思っております。

次に、農地の有効活用についてお伺いしますが、中山間地での農地集積が農家経営の一つのポイントであります。そこで、農業委員会は農地の利用指導と耕作放棄地の減少につながる対策を、農業委員と農業者と町との三者で協議すべきと思いますが、そのような対策を現在講じられておられるのか、実例があれば紹介をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課審議員 荒牧久君。

○農林政策課審議員（荒牧 久君） おはようございます。

現在、TPCでも週刊情報で御紹介をしておりますけれども、農業委員会では、農業委員及び平成28年4月から新たに設置されました農地利用最適化推進委員による町全体の農地の実態調査及び農地所有者への農地利用に関するアンケート調査を進めております。アンケートの調査結果を踏まえ、農地集積を推進し、遊休農地や耕作放棄地の解消に向けた取組を今後進めていく予定でございます。

また、草部南部地区におきましては、本町初となる基盤整備事業を現在、一部の

地区で進めております。基盤整備により農地の利便性が高まり、農地集積の加速化と遊休農地、耕作放棄地の解消が望まれるものと思います。同じく初となる農業法人を同じく草部地区で、農地等集積加速化事業による農事組合法人「奥阿蘇くさかべ」を平成27年12月に立ち上げて、集落営農組織による受託作業により、農地集積は現在増加傾向にあります。さらに、議員も御存じのとおり南在地区においても、自分たちの農地を自分たちでどうにかしないといけないという盛り上がりにより、話し合い活動が始まりました。これは、次年度のソフト事業でもありますステップアップ事業採択に向けた話し合いが今後も継続され、最終的には基盤整備へとつながり、草部地区同様に農地集積と耕作放棄地、遊休農地の解消が望まれるものと思われます。このように、農業者と農業委員、農地利用最適化推進委員、県阿蘇地域振興局、役場、行政が農地集積と耕作放棄地の解消に向けた協議を今後も重ねてまいります。

いずれにしても、地域の盛り上がりとまとまりが一番ではないかと感じたところでございます。私たちはその一旦を担い、農業経営の安定化に向けた事業を、今後とも推進してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま荒牧審議員のほうから、草部の取組が紹介されました。

私たち南在の地域もですね、先ほど言われますように、自分たちの農地をどうして今後守っていくかというようなことで、2回ほどの会議を行いまして、今月また近いうちに話し合いをしようかと思っています。本当にこの問題は、私たちが本当に今からこの高森町の農地をどういうふうにして守っていこうかというような話し合いの中でございますが、やはり皆さんも御存じのように、先祖から受けた土地をというように、なかなか話が進まないところも幾分あります。しかし、今この土地の状況を打開しなくては、今後新しい就農者、それから後継者も育っていかないんじゃないかと思っています。観光としては、棚田、特に観光に来て見られるには本当に自然の景色の中で美しい地形をしておりますが、農業をするためには、本当に便利の悪い棚田ではないかと思っています。現在、大型機械がたくさん各地域にも入っております。できますならば、私たちも、今草部の話があったように、今後最終的に基盤整備までいくようなところに持っていきたいと思っています。

次に、新規就農者へのアプローチについてお尋ねします。移住定住の促進、また農業後継者対策についてお尋ねしたいと思います。

委員会での研修には、農林政策課から井芹主査が同行していただきましたので、研修内容については詳しく復命されていると思います。志布志市農業公社の取組と実績を聞かれて、どのような感想を持たれたか。また、今後の参考となりうる受け止めた点があるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） 自席から失礼いたします。

志布志市の農業公社における後継者対策は、復命において確認いたしております。早くから担い手育成に力を入れられ、決して過剰な補助をせず、常に自覚と責任ある確かな後継者づくりには目を見張るものがありました。ここまで確立した体制を整えるまでには、幾度とない協議による改善がなされたことだろうと推察いたします。特に、ピーマンに特化した担い手づくりは、ポイントを1点だけに絞り、非常に効率的な育成方針であろうと思われました。本町において後継者対策をするにあたり、受け皿の組織は農業公社に限定せず、担い手育成支援協議会の関連組織の立ち上げといったものも含め、本町に合ったものを模索していく必要があろうかと感じました。

また、この問題解決には行政の農政部門ならびに関係各課、そして農業団体との連携も必要不可欠なことから、早急に現在ある担い手育成支援協議会の議題に挙げ提案し、関連機関と協議を開始いたします。今後、受け入れ可能農家の調査や、受け入れ農家が研修生を受け入れるための要望調査を行うことにより、具体的にに向けた一歩を開始いたします。志布志市の場合は、先ほど申し上げましたように、3町のそれぞれが農業公社を持っており、それが合併することによって新たな組織ができたというふうに思います。その点につきましては、それまでの歴史と、それから絶えまぬ努力によって現在があるわけでございますので、どうかその点も参考にして今後に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま課長のほうから、今後志布志市の取組について、町としても取り組んでいきたいというような話でございました。

実際、私も志布志市のピーマンハウス農家にお伺いしまして、現場をいろいろ見させていただきました。本当に素晴らしいピーマンができていましたが、特に国・県からの助成金により、本当に素晴らしいハウスも建ってございました。1軒あたり大体新規就農者で、2反5畝から3反近くのピーマン農家が育っていたわけござ

います。私もその中の質問で、関西・関東方面に出向いて、うちの志布志市で農業をしてみないかというような声掛けをなされているという点については、本当にびっくりしたところでございます。普通考えますなら、地元、それから私たちの考えでは熊本、行って福岡までというような考えがありますが、この志布志では、関西・関東方面にわざわざ出向いて募ってくるというような話を聞きまして、これは本当に素晴らしい取組をされているなと思ったわけでございます。中には若い後継者が、実質志布志の中ではもう本当にピーマンを担っていくような成果が上がっておりまして、本当に志布志は農業関係については、本腰な力を入れているなというような感じが私は受けてまいりました。年収も結構上げられておりまして、もう現在そういう募った人がですね、ピーマン部会を担っていくような状態になっております。今後、こういう機会を高森町の農業振興のほうにも設けてもらって、一生懸命努力されるよう私は切にお願いしておきたいと思っております。

次に、町ではICT教育が充実しています。こんな田舎でも、都会並みの授業、勉強もできます。仕事としては農業が第一産業であり、自然の中で子育てをしながら「農業経営者になりませんか。町で援助、助成もします」というようなキャッチフレーズを下に、この高森町の農業がアピールできないものか質問いたします。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

後藤課長、答弁席でお願いします。

○農林政策課長（後藤健一君） マイクの調子がちょっと悪いということで、失礼いたしました。

ただいま移住者に対しての子育て関連で、そういう取組がうちがやっているということを含めてPRできないかということでございます。これにつきましては、のちほど町長のほうからもですね、町長の思いも含めた上で御回答があるかと思いますが、私も既婚・未婚に関わらず、安心して子育てができる環境があるということは、一つのアピールポイントとして、ICT教育があるということは間違いのないと思いますし、これは大変、他町村にはない優れた点だと思っておりますし、進んだ点だと思いますし、これをPRするという事は、もう当然のことだろうと思っております。ただ、あとで町長もおっしゃると思っておりますけれども、移住定住等の関連としては、この点につきましては、農業関係のみならず、ほかの点にも関連があるかと思っておりますので、その思いにつきましてはあとで町長のほうから御回答があるかと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） 課長の今答弁の中で、あとで町長のほうで答弁をされるという
ようなことでございます。

私は、このICTを活用した子育ても高森ではできるという話を、思いながら、
町で農業経営者になってみませんかというような、こういうアピールを本当にして
もらいたいと思っております。

次に、アグリセンターの機能強化ということで、農業公社のような位置づけは。

○議長（田上更生君） 森田議員、すみません。その前に先ほどの移住定住の分で、町
長のほうに御答弁をいただいたほうがいいと思います。

○7番（森田 勝君） それでは、町長のほうに答弁のほうお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 移住定住の促進というところでの答弁ということで、田上議長
のほうから今御指示がありました。今日の御質問の内容を振り替えさせて、私の
ほうから補足も含めて申し上げさせていただきたいと思っております。

森田議員におかれましては農業のプロということですが、御本人が若い頃から、
当町高森町でどのような提案をなされてきたのかということも、逆に一農業者とし
てどうだったのかということもお聞きしたいなというふうに思っております。志布
志と高森は全く違います。思い返させていただきたいと思っております。私は1期目の時で
すね、これは2期目の政策集ですが、1期目も政策集を出して2期目も政策集を出
させていただきました。2期目の農業の政策に関しましては、今森田議員がおっし
ゃった部分、新農業プランをつくるというところを宣言として挙げております。総
合的には地域産業が元気なまちづくりというところで、災害に強く、若手農業者が
将来に希望を持てる農業を目指すというところでございます。ただその中で、例え
ば農業公社であったり、もしくは何らかの組織を形成する、つくると、制度設計ま
ですというところは掲げておりません。理由といたしましては、2期目に挑む時
に、1期目を統括した段階で、やはり私が予想していたように、1期目で感じたこ
とは、これは議員も同じだったかと思いますが、ここが志布志と全く違うところ
です。高森町がとにかく何もかもが進んでなかったと私が断言していたのが、憶測、
うわさ、中傷、もしくはそういう全く違うところのしっかりした話が、何におい
ても届かないと、住民に届かないと、情報公開が全く情報の共有がなされていない
ので、これが農業の施策だろうが、観光の施策だろうが、教育の施策だろうが、何だ
ろうが進まないというところを、1期目の中でやはり申し上げて、そしてその基本
的などころを1期目でさせていただきました。2期目に向かう段階で、私はたぶん

この情報の共有、住民の皆さま、すなわち農家の皆さんが、今の、今までの高森町、そしてこれからの日本、これからの世界、そして自分たちが立っていること、やってきたこと、このことを若い農業者が、これはもう商業者も一緒です、工業者も。理解するまでに、やはりこの情報基盤を使った情報発信が届くには、やはりまた何年かかかると。それが私現状じゃないかなと思っております。これを大前提に話をさせていただきたいと思います。

志布志市は、20年前ぐらいから議員がおっしゃるように、たぶんこの指とまれ施策ではなくて、その中でしっかりしたですね、ぱっきり切るところは切ると、厳しくやるところはやるというところでやってきたというふうに思います。そのことはハウスの規模でも分かると思います。高森だったり阿蘇だったりの場合は、やはりこの一本でやる感じにはないのではないかなというふうに思います、ハウスの規模自体はですね。要は特化できないのではないかなと思います。志布志の場合は、たぶんそれをしっかり指導される方がいらっしゃるということだというふうに思います。そういう中で、高森はなかなかそこを組んでなかった。それはそもそもが各農家の方が、やはりじいちゃん、ばあちゃん、お父さん、お母さんから引き継いで、何となく地域で頑張らないといけないというような、やっぱりこの社会の構造であったり、時代の背景があったかと思います。その中で志布志はやはり先のことを考えていた。高森は、私が町長に就任をさせていただいた時点で、これは先ほど申し上げたように、まずはこの憶測だったりデマだったり、うわさ話だったり、そこを明確にこれが本当ですよというところをしっかりと位置づけないと、何の施策も進まないというところは、私がずっと言ってきたところです。

今手元にですね、議員。私が一年目終わった時の「町長就任一年を振り返って」という手記があります。少し読ませていただきます。「情報公開不足、説明不足、分かりにくさを痛感しております。やはり全ての問題解決にはいかに情報を住民に伝えるか、つまり情報公開を徹底することであるという答えしか出てきません。このことは単にパフォーマンス的に言っているのではなく、行政運営を行うにあたって、的確に分かりやすく、スピード感を持って情報を伝える制度設計に取り組み、住民の協力を得ることこそがこれからの時代、そしてお金の不足等々の時、さらに過去の諸問題、課題を乗り越えることになると思います」ということが私の一年目の感想でした。私はこれが全て当たっているとは申し上げません。しかし、現時点で志布志と比べるには、非常に育ってきた環境が違ふと思います。議員が一番御承知のように、当時日本は一村一品運動、一町一品運動ですか、そういうところもいる

んなことがありながらも続けてきた自治体と、その時、その時でこの指とまれでやってきた、いろんな地方自治体の中では、これは差ができるのではないかと。しかし、私たちが思った以上に人口減少を迎える時代の早くの到来と、超高齢化が伴ってきたというところですよ。私ですね、高森はこれからは非常に未来志向型で、議員が提案なされたようなことも含めて、できる土台がやっと揃ってきたのではないかなと思います。それはなぜかと申しますと、やっぱり農業をなされている方もされていない方も、もしくは離農された方も、これから就農される方も、これだけこの小さい町で情報を得ようと思えば、何らかのかたちで同じタイミングで地域別関係なしに、年代別関係なしに情報を取れる、こういうシステムがやっとできあがって、それを議会の皆さん方や、もしくは一番は役場の職員の努力、そして町民の方の理解で少しずつこれが浸透してきているのではないかなということ、肌感で私は感じております。

その上で、先ほど後藤課長が申しあげました本町に合った組織ということですね、これは私は何なのかということは、これは逆に議員にお尋ねしたいなというところもございます。本町、高森町に合った、この例えば志布志という農業公社のような組織というのは何なのかというところは、やっぱり農家の方、担い手の方に主体性となって提案をいただきたい。なぜならば、農家を志す人、今農業をやっている人が思ってもないことを行政側が提案しても、これは絶対うまくいくはずがない。そして食いつかないと思います、私は。ですので、やはりその提案型ができることっていうことが、高森のこれからの農業の進化の中の一番の基本的なところ、そこを今までのように「提案してください」「何かないですか、何かないですか」って聞いてもそれはなかったはずですよ。だって、手前の情報であったり、いろんな諸問題、こういうことがありますということ、住民同士が共有をできなかった。それができるようになったので、私は自立経営農家がこれからつくっていくことが可能ではないかと思えます。

議員がそれに伴って、やはり新規就農者、要は若いですね、若い世代も含めてへのアプローチで、ICTの教育と、これも情報基盤を使った一つの施策としてICT教育です。これは「誇れる高森町」というところをキャッチフレーズに、今目指して頑張っております。このICT、教育機関の充実、義務教育機関、その前段、就学前教育、そして高森町にはある県立高校との、この就学前からのずっとこの流れということが、やっこの7年間の努力で伝わってきた、形になってきた。そして何よりも私は説得力があるなと思ったのは、先般、たかもりポイントチャンネル

で、甲斐校長先生が全国でこの認定校を受けられた時の動画が流れておりました。その解説を古庄審議員、前校長先生ですね、と岩下徹次長となされておりましたが、非常に分かりやすく伝えられておりました。そういうことも含めてですね、私は同時に新規就農者に教育の環境は抜群ですよというところをアピールするには、やはりこの高森の町民の皆さまがまず理解をしていただくこと、と同時にその次ではなくて、同時にやらなければいけないのは、当然大人が出る番組であったり、情報を発信するところ、問題にならないところの動画や町のできているところ、例えば教育の環境のところの部分であるならば、やはりユーチューブであったり、いろんなそのSNSを使って、動画としてどんどん発信していくことをやはりやらなければ、単にいろんなところで「高森の教育はいいですよ」って言っても、県教委ですら高森の教育のどこがいいのかって聞くと、まともに答えられる人はほぼいません。やっぱり見に来られて、「あっすごいな」と。ここがこうだから、だから一回来たら必ずもう一回来るんです、高森には。それが結果なんです。ですので、私はもう4年前から言い続けてますように、やっぱりたかもりポイントチャンネルや高森しか持っていないこの情報基盤を使って、どんどん全国に発信すること。教育に関しても、農業に関しても、もしくはこの議会の議論も含めて発信して問題がなければ、発信していくべきではなからうかというふうに思っております。そのことによって、25年ぐらい前ですか、高森の町議会の一般質問等々で議論なされておりましたが、やはり教育の特区というよりも、教育の部分ですね、若い新規就農者も含めて、子育てもちゃんとできるそのエリアの制定とか、そこに向かっていくためには、単なるやろうやろうと思うよりも、やっぱり町民の方が理解して、そしてそれを発信して、あっこんなことやるんだというところを全国にアピールすること。これが新規就農者も含めて、移住定住の促進につながるのではないかなというふうに思っております。

私はですね、議員。人口減少が問題ではなく、人口減少を迎える時代の局面に今差し掛かったというところが非常に問題で、ここで何もやっていないところは、本当に5年後、10年後、厳しい時代になるのかなと思います。同時に超高齢化社会です。そして、アナログからデジタルではなくて、デジタルから人工知能の時代ももうすぐそこに見えております。そういう中で、やはりやっていくこと。それと同時に、やっと7年間で職員が文書がない、例えばたかもりポイントチャンネルの仕事、情報を発信する仕事が役場の職員にしかできない仕事、地域のことをやって知っているからこそできる仕事というところの位置づけが少しずつできてまいりまし

たので、ぜひとも今後は先ほど後藤課長が申しあげましたように、高森本町にあったようなこの展開を考える組織が必要というような御答弁をなされましたが、私もその局面に入ってきたのではないかな。ただし、その基準づくりの時に、私も含めて議員も含めて、政治家が絡む、政治家のやはり何かそこに政治家の意向が入るのではなくて、農家の方の提案型、提案をしていただきたい、そういうところが入らないと、私は最終的にはまた同じような展開になるのではないかなというふうに思っておりますので、ぜひとも先ほど後藤課長が申しあげましたように、これからというところの基盤が揃いました。ですので、町民の皆さまにも農業の今の現状も理解をしていただいて、ああ、そうか、これからこういうふうな時代になって、その基盤が高森の場合はできたんだ。いいも悪いもみんなが分かる。そしてみんなで考えられる基盤もできてきたというところで、ぜひ、そういう中でまた議員にも御提案をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま町長のほうから、いろんな話がございました。私も議員になった当時、情報公開が本当にバラバラで、誰の話を信用していいかというような感じを受けていたところもございます。私も農家を始めて四十五、六年になります。当時はやはり先輩諸氏からいろんな意見を聞く中で、自分でどういうふうにしてやっていくかという話を聞きながら、農協、それから行政のアドバイスを受けながら、今後どういうふうな自分の農業経営をしていくかというようなことで、大変悩んだ時期もありました。現在、施設園芸でどうにか農業経営をやっているわけですが、確か私も考えてみますと、その当時はハウスの第一人者もいなくて、みんな全員で、農業関係者、それから農協も一緒に勉強をしていくような時代であったのではないかと改めて感じたところでございます。行政がいくら提案しても、農家の人たちは飛びついてこないというような話がございましたが、まさにそのとおりではないかと思っておりますので、今後は新規就農者、それから若い農家には、どんどん行政の方に自分たちのいろんな意見を出すようなかたちをとってもらえるような話し合いも今後私たちもしていきたいと思っておりますので、その点はよろしく願いしていきたいと思っております。

それから、先ほどアグリセンターの機能についてというようなことでお願いします。

平成14年に開設し15年が過ぎましたが、高森町の主産業は農業であることは

変わっておりません。これは日本どこに行っても同じでございます。人が生きる上で食は欠かすことができず、食料生産が基本であることは変わりありません。それを外国に依存してきた日本が、農業者、特に後継者対策はおろそかにされてきたことで、現在の後継者不足ができていないんじゃないかと思っております。そこで、先に述べましたが、志布志市の農業公社の一部でも参考にされ、来年度以降の計画を見直す考えがあるのかをお尋ねをします。

農林政策課長の答弁の後に、最終的に町長の統括として、どのような考えを持っているかということ、またよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田上更生君） 農林政策課長 後藤健一君。

○農林政策課長（後藤健一君） まず、アグリセンターの件から先に申し上げます。

新農業プランにおいて、アグリセンターは優良な堆肥を供給することにより、農産物の高品質化と高収量確保による農業所得の増加を目的に設立されております。今、アグリセンターは、まず優良堆肥の安定的生産、増産のため、スタッフの増員、そして堆肥舎の建設を終え、目標に向け努力をしている途上にあります。公社の持つ農作業の受託につきましては、現在一部行っておりますが、その性格上、担い手の育成といったことに関しましては、直接的には難しいと思われまふ。ただ、堆肥の品質を表示し、その使用方法といった情報を提供したり、あるいは新規就農者の方に試験的に使用していただくことに関しましては、ある程度取り組めることではないかと思ひます。

それから、先ほど質問にありましたように、これからの農業施策等について変更する気持ちはあるかという御質問でございました。先ほど冒頭にありましたように、新農業プランの見直しが中間年度が終わりまして、平成30年度が次期農業プランの見直しの時期と、策定の時期というふうになっております。私も先ほど申し上げましたように、その時その時で政治関係、あるいは世界情勢等々によりまして、常に農業は変化の時期を迎えております。その変化に対しまして、臨機応変に対応するためには、当初立てた計画に固執せず、柔軟な姿勢を持って次に臨んでいく必要があるかと思ひます。今後、議会の皆さまをはじめ、それから町民の皆さま、あるいは町長とも御協議いたしまして、何とかその時代時代に合った施策等をしていきたいというふうを考えております。

また、今回の御質問をいただき、改めて農業後継者の育成に対し向き合うことができましたことに関して、お礼を申し上げますとともに、御提案いただいた事項につきましても、これからの参考とさせていただきますと思ひます。

○議長（田上更生君） 森田議員、もう、答弁もそうですけれども、持ち時間が5分と
なっておりますので、簡潔な御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） アグリセンターの元々の定義については、これは後藤課長がお
答えされたとおりです。要は今後、農業公社との比較というふうになっております、
機能となっておりますが、機能的に不足しているのは、その公社横におきまして
も、指導員が必要というところを言われたいのかなというふうに思っております。
当然、後継者の育成というところ、高森町になくてはならないアグリセンター、そ
して指定管理ではなく直営に戻したというところも踏まえまして、議員の皆さんか
らの今後の御提案や御意見も賜りながら進めてまいりたいというふうに考えており
ます。

以上です。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君。

○7番（森田 勝君） ただいま町長のほうから、今後また体制下のことも議員の皆さ
んと一緒に考えていくというようなことでございます。

私も現在堆肥を使わせていただいておりますが、まだまだ100%というような
感じは受けておりません。それはなぜかと言うとですね、いつかこれは私も町長の
ほうに質問した覚えがありますが、メリット、デメリットで町長のほうが、メリッ
トばかりでデメリットはないというお話がございましたが、私が言うデメリット
というのは、まだハウス施設園芸における堆肥はまだ存在していないというよう
なことがデメリットじゃないかというふうなことでございます。

草村町長、それから後藤農林政策課長の意気込みをお聞きし、大変私も頼もしく
思いました。本日は建設経済常任委員会を代表して質問いたしました。私は今ま
でのような行きあたりばったりの農業政策や、ばらまきの事業をやめて、農業後
継者、特に40歳前後で10年以上の農業従事者に絞り、町として重点的な支援を
節に願いたいと思っております。農家から真の農業経営者へと育てていく政策は私
は重要ではないかと思っております。それには本人の本気度に対して、3年程度の
計画に従い、達成度に合わせた集中的な補助の制度が効果的な補助であると思いま
す。そのことから、農業経営者を育成し、新たな雇用と新規就農者を指導する人材
づくりが町の産業につながると思っております。今までの話を聞けば、農業対策ば
かりと聞こえると思いますが、農業が活気づけば、町中、それから商店、スーパー
での購買力を刺激して、商工会、それから観光へも良い影響を与えていくんじゃな

いかと思っております。これは以前、皆さんも御存じだったと思いますが、中には知らない方もおられるかもしれませんが、高森に畜産農協協同組合があった頃、本当に町の中も活気があって、食堂、衣料品が本当ににぎわった時代もありました。時代は変わりましたが、そんな目的を持って取り組まなければ、年々衰退の一途をたどるばかりです。南阿蘇鉄道復旧が現実となり、5年後、10年後の高森町を左右する政策をできるのは、草村町長のほかには私はいないと思っております。来年度、予算編成においても新しい農業政策、地域振興政策、人材育成政策、明日の高森づくり政策を町民は本当に期待しております。来る30年も高森にとっていい年でありますとともに、町民の皆さまの御健康、御多幸を願ひまして、一般質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 7番 森田勝君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。11時10分より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き会議を行います。

一般質問を続けます。

1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） おはようございます。1番 牛嶋でございます。今回一般質問をいたします。今回質問いたしますのは、ふるさと納税の活用について、いくつか質問をしたいと思います。

ふるさと納税制度が始まりの頃は、大きな納税の額にはなってなかったようですが、PR効果のお陰で少しずつ増えてきたような状況でございます。また、全国的に返礼品が豪華になり、当初の目的と違っている都道府県もある中、高森町では阿蘇特産の赤牛肉をメインに地元特産品を送っていますが、今回、馬刺しを追加したということで、また高額な返礼品にならないように注意をしていただきたいと思います。一昨年は1億9,700万円余りの納税があり、大きな活用事業が行われました。私も高スポの会員の一人でございますが、各スポーツ、文化教室の備品、または道具、移動用の小型バスなどを整備してもらい、大変ありがたく思っております。

す。本年度も20事業、3,300万円ほど補正も含んで組んであります。この活用事業の計画及び選定は、どのような機関で行われているのか。また、次の補正予算で増える可能性もあるのか。また次の質問にも関連がございまして、学校の教室用機の日本工業規格、いわゆるJIS規格が1999年、平成11年度に改定されて、天板の寸法が大きくなりました。高森町の学校は、現在全国から注目されている教育実践校であります。今月1日も教育の情報化研究発表会が行われ、9日は高森中学校の公開授業が行われました。教室に一度でも入られたことのある方は気づかれているかもしれませんが、体の大きな生徒が小さな机に座っていると。教科書、ノート、タブレット等を交互に出し入れて授業を受けているような状態でございます。このような状態を踏まえまして、今回質問を行います。

まず、平成28年度ふるさと納税の納税見込みが8,500万円とみてありましたが、実質的な納税額はどの程度ございましたでしょうか。お答えをお願いします。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） おはようございます。

平成28年度の納税額につきましてですが、平成29年度当初予算の編成時点では8,500万円というふうに見込んでおりましたけれども、平成28年度の決算時点では、約9,120万円の御寄付をいただいております。実質的な納税額ということで、納税額はこのようになりますけれども、経費といたしましては5,080万円ほど掛かっておりますので、差し引きをいたしますと4,040万円というふうになっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 予定額よりも少しは多めに入っているかと思いましたが、はい。

続きまして、本年度、平成29年10月現在の納税額は、大まかでいいのでお答えいただきたいと思えます。また、年度末まではどれぐらい予定を見込まれているか、お答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） それでは、自席から失礼いたします。

平成29年度のふるさと納税の納税見込額というお尋ねですけれども、10月末現在では約3,381万円の御寄付をいただいております。これを納税額を昨年と同時期と比べますと、この伸びで考えますと、平成29年度末では約6,500万

円ぐらいの納税額になるのではないかと思います。経費は約55%ぐらい掛かるといふふうに思いますので、差し引きですと2,900万円ぐらいになるかなといふふうに見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） だんだん少なくなってくるのかと思います。また、地震等の災害もございましたので、いろいろ難しいところもあるかと思います。

続きまして、ふるさと納税を活用した事業計画はどのように進められているのか。町民からの要望なども考慮してあるのか。

先日、議会報告会の中で、地域コミュニティ事業などの補助事業の増額は大変ありがたかったという意見もございましたが、本年度は、現在20事業計画してありまして、現在、またほかにも審査されているような事案があるのかお答えください。

○議長（田上更生君） 総務課長 佐藤武文君。

○総務課長（佐藤武文君） ふるさと納税の活用についてということでございますけれども、ふるさと納税の活用方法については、各課からその活用について要求を挙げるようにしております。もちろん、町長の政策の実行というのはありますけれども、御寄付をいただきます時の申出書に記載してあります用途に従って、改めてこれを申し上げますと、「高森町の魅力あふれる地域、宝物を生かしたまちづくりの事業」「地場産業を活用した高森町のブランド力の向上及び広報事業」「高森町ならではの元気な人づくり事業」「その他より良いふるさとのまちづくりに必要な事業」という、この用途の趣旨に添って予算の要求を挙げさせております。ただ、この用途については、行政が必ずやらなければならないもの、これは除いております。また、他に補助事業等に該当しないような町独自の内容ということで選定をしております。先ほど議員がおっしゃいましたように、本年20事業について、第2回までの補正で歳出予算を組んでおりましたけれども、第3号補正で文化財災害復旧補助金については、復興基金、それから宝くじ交付金を充てることとなりましたので、現在19事業ということになっております。歳出予算で申しますと、予算ベースでは2,521万7,000円ということになっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 新しい事業が増えるかと思ったら逆に減ったということで、予算的にはほかに回せる可能性が出てきたのかと思います。

続きまして、教育長にお尋ねいたします。

約20年ほど前までは、私たちが使用していた用紙はB5サイズだったですね、今はA4サイズになっておりますが、教科書、ノートなども大きくなり、机の上いっぱいに子どもたちが広がっておりますが、教室用机または椅子の日本工業規格が1999年に改定されましたが、教育者の間で、先生たちの間で改定をされたというふうな認識があったと思われませんか。先生も当時は現職だったと思われしますので、そこをちょっとお答えいただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 教育長 佐藤増夫君。

○教育長（佐藤増夫君） おはようございます。

議員には日頃より学校教育に対しまして御理解、御支援いただきましてありがとうございます。

現在、学校用家具については使う側、つまり児童生徒、教職員も含めて、求めるべき性能、ニーズに合ったものを充足させるという方向に進んでおります。議員御指摘のように、教育環境等の変化により、新しい規格が出てきているということは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 認識されているということで、理解致しました。

次に、現在の高森町の小中学校の現状を見てみますと、中央小学校、また東学園では、机の天板を新規格の65×45センチの新しいやつに交換されておりました。ですが、高森中学校ではまだ前の規格の60センチ×40センチの天板のままでございますが、子どもたちの間ではこれ、かなり不公平感が生じているのではないかと思います。そのあたりについてどうお考えですか、お答えください。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 東幸祐君。

○教育委員会事務局長（東 幸祐君） おはようございます。

新規格は、先ほど言われましたように、天板の幅と奥行きがそれぞれ60、65、70、80と、奥行きも40から45というふうに変っております。旧規格等も含めまして、選択の幅が広がったというふうに認識をしております。ですので、旧机がだめだということではないというふうに認識をしております。高森中央小学校と東小学校の天板の替えにつきましては、かなり予算査定の時期にかなり古くなっておりましたし、天板自体がもう傷も入っておりましたので、その時期に替えた経緯がございます。高森中学校、東中学校におきましては、まだまだ使えるというふ

うにその時は認識もしておりましたし、必要性もそこまではなかったというふうに思っております。しかしながら、牛嶋議員がおっしゃるように、高森はICTを当然推進しておりますし、これからも、それこそタブレット等も頻繁に使う機会が増えてまいります。それと同時に、学習環境も変わってまいりまして、グループの集団の学習の機会も増えてまいります。ですので、その辺の学校用具も含めまして、順次年次計画で替えていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 年次計画でということ、またそれは後日にでも説明を受けたいと思います。

続きまして、机、椅子の構造は、小学校の低学年のものと、また中学校の3学年のものとは、同じ大きさとか規模、構造、また重量等もほぼ変わらないということだと思います。机、椅子をじかに持って触られたことはないかと思いますが、小学校の低学年生が学校の教室間の移動とかに使う場合には、かなりの負担になっているということを伺っております。現在は軽量化された机もたくさん出ていますし、今また木材を利用した学校用の家具も推奨されております。これも文科省あたりからも推奨されておりますが、教育委員会は今後そのあたりをどのように考えているかお答えください。

○議長（田上更生君） 教育委員会事務局長 東幸祐君。

○教育委員会事務局長（東 幸祐君） 机、椅子に関しましては、強度と耐久性を含めまして、ある程度の重量は必要だというふうに考えております。今、牛嶋議員おっしゃいましたように、今木製も奨励されているということですが、目的を考えますと、機能と、性能というのが一つのポイントになってくると思いますので、その辺も含めまして、現場の使い勝手の良さを考慮して、要は何が一番使いやすいかと。今はコロが付いたのもございますし、いろいろ出回っておりますので、それも含めまして順次導入していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） 最後の質問になりましたが、最後に、ふるさと納税は、教育、子どもたちのために使ってほしいという納税者の皆さんの意見が多かったと思います。今の各担当の答弁を聞かれている町長に伺います。町長の考えられているふるさと納税の活用の中で、学校設備の点検、補充などの項目はありますか。今後ます

まず学校訪問等が増えると思われませんが、まずは子どもたちの勉強しやすい環境を整える、また環境を整えば若い世代の方も来られる、若い世代が来ればですね、先ほど森田議員の時もありましたように、人口減少の歯止めになる、または定住等も増えるとか、そういうふうになっていくかと思われしますので、今後そういうところにふるさと納税を活用しようという考えがあらわれますか、お答えいただきたいと思えます。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まず、議員の端的な絞られた御質問の中で、今後どうするかということがお聞きになられたいことだと思いますが、先ほど東局長が申し上げましたように、この通常の学校整備にかかわる費用や用具に関しては、基本的には正規の学校予算から支出するというのが当然だというふうに認識をしております。緊急なもの、もしくは要望があつてそれに合ったもの、そして時代の環境の変化に対応しなければいけないもの、そして日頃正規の学校予算からなかなか支出できないもの、そういうものもやはりふるさと納税でやっていくべきではないかと。議員がおっしゃいましたように、机であったり、どうしても当たり前前に整備をしていかなければいけないこと、そのことに関しては、通常の正規の学校予算から出すのが当然であるというふうに認識をいたしております。

このふるさと納税について、補足をさせていただきます。平成26年度、私の1期目の4年目以降から、2期目の一発目から始めさせていただきました。1年間前準備をいたしまして、一般会計でふるさと納税に関する予算を計上はなかなかできない、事務的経費はできないと、実績がございませんので、できないというところで、職員も特定の職員はなしで始めさせていただきました。今日の牛嶋議員からの御質問は、どのような使い方かというところが趣旨でございましたが、もう1点考えますと、やはり基本的にはどのようにして納税をしていただくか、稼ぐかというところが一番の私はこれからの課題点ではないかというふうに考えております。議員の皆さまにも御協力をいただいておりますというふうに思っておりますし、町民の皆さまにも思っております。私、名刺にですね、全て、私の名刺の裏はふるさと納税のアプリケーションがすぐ読み取れるバーコードを年次更新をしております。そのようなことを今後できれば、職員の皆さまにもやっていただければ、もしくは議員の皆さまにもやっていただければ、もっと増える確率があるのではないかと考えているところでございます。

先ほど佐藤総務課長が見込額というところでのお話をしていただきましたが、こ

これは結構頑張っている数字だというふうに思っております。熊本地震で被災が大きかった自治体に集中しているというのが1点と、私が当初から、平成28年に言っていましたように、赤牛のこの一本化するという事は、すぐほかの自治体がまねをしてくるので次の年から落ちてくるというところで、現在極端に赤牛が落ちております。逆に言いますと、馬刺しは熊本県であったり、熊本市であったり、いろんな自治体が馬刺ししているのはやっておりました。その馬刺しの内容によっても、やはり高森の選択の仕方、非常に良かったのかなど。その分、馬刺しが伸びてきている。プラス今回民間の会社の健康食品であったり、もしくはいろんな地元の特産品であったりを導入することを今やっております。今後、ぜひ議員の皆さまに御協力をいただきたいと思うのは、特に、今回先ほど御質問がありました鹿児島島の志布志ですか、志布志市、あそこはふるさと納税も前からものすごく力を入れております。専門の職員が7人ぐらいセクションにいらっしゃってやっておられます。もしくは、この近隣であるなら綾町ですね、宮崎の。ここも職員が2人プラスアルバイトの方がかなりの人数入られてやっております。職員の方ともお話をいたしました。日本で最も美しい村連合で一緒になります。その中で担当の方が言われてたのは、やはり常に外に出て行って、ほぼ民間の営業マンと同じような、簡単に言うと文書がない仕事を事務方として外に出てやらなければいけないので、やはりすごく職員間の認識の温度差が大変大きいと、厳しいんだというところを言われておりました。しかしながら、一方では非常に多額のお金をもらわれております。ですので、私が当初から申し上げてましたように、高森は人件費というよりも、担当の職員を何人も付けてセクションをつくっているわけではございません。ですので、議員の皆さんであったり、町民の皆さまの御協力が必要であるというふうに考えております。

これですね、何て言うんですかね、今後ふるさと納税の商品に関しては、私自身はマーケティングリサーチ、マーケットに対してのリサーチするのに一番適したものはふるさと納税だというふうにずっと申し上げてきました。その中でやはり人気がないものであったり、もしくはあまり納税がないものに関しては、やはり考えていかなければいけないというのが1点。それはなぜかと言うと、高森町のブランド品をつくろうつくろうと一方では努力しています。形があるからいいのではなくて、やっぱりその人気だったり、そこにアクセスがなければ、それはブランド化とは言えません。ですので、そういうマーケットリサーチにも一番適したものが、ふるさと納税の制度を使って商品をどんどん、町の商品をアップロードしていくことが1点と、2点目が今後高森町としては、やはり自治体がどのような使い方をしてい

るのか、先ほど議員が言われました。これに使いましたというのではなくて、大事なことは1点に絞って、例えば、子育て世代のこの部分に特化して使うんですっていうことを明確に打ち出して、それをやっぱりそこに特化するということは、これは全国のとぶん国民の皆さまが、今までは物がこれがいい、あれがいいで選んでいたふるさと納税が、どこの自治体が何に特化して使っているのかっていうようなアプリケーション、言わば検索のソフトとかが今後出てくるはずですよ。ですので、そういうふうにはやはり特化したところもやっていかなければいけないというふうを考えてます。

現状、今、積み上げているものに関しましては、議会の議員からもアドバイスいただきましたが、やはり子ども議会で子どもが提案したことに関しては、やはり一つでも実現できるように頑張ってくれということ、町議会の議員の皆さまからお声もいただいております。まだまだ子ども議会でせつかく研究をして、せつかく遠隔のこの協調性をしっかり積み上げた中での提案に関して、私は町長として形ができてない部分があるのではないかなと思っております。当然、高齢者であったり、地域福祉も必要であります、やはり子どもにですね、高森町っていうのは自分が生まれ育った町というのは、やはり自分たちが勉強して、一生懸命提案したことに関しては、本気で役場側も議会側も地域の人たちも応援してくれるんだというところは、しっかり形として出していくべきではないかというふうに思っておりますので、この現在、予想されている2,900万円と、今現在基金にたまっているお金も含めまして、仮称ふるさと公園ですか、子ども議会の提案の子ども公園、もう2回提案いただきました。この子ども公園の整備であったり、もしくはそういうところも提案があったところ、山東部の看板、サイネージ、こういうことも含めてやはり考えていくべきではないかというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君。

○1番（牛嶋津世志君） いろいろ答弁ありがとうございました。

今町長が言われたふるさと納税の使い方についてですね。今朝のちょっとニュースを見まして、東京のほうだったんですが、やっぱりふるさと納税の募集をするにあたって、廃車になった都電か何かの模様替えをやりたい。それで募集をやりたいと。全国区のニュースでなっておりますが、そういうふうな感じで、高森もいろいろやられているとは思いますが、特化した何かをまたやっていただきたいと思っております。

それと、子ども議会の公園。これは子どもだけでなく保護者のほうからも公

園がほしいということで、たびたび要望が挙がっておりますので、議会のほうにも私ども相談いたしまして、何とか現実味が出てくるようお願いしたいと思います。

それと最後に、教育委員会のほうをお願いしたいと思います。ICTなどいろいろ、それこそ全国区で高森町有名になっておりますが、灯台下暗しで、先ほど言いましたように、子どもたちが何か使い勝手が悪いような現状であれば、なかなか上ばかり見えて、下のほうが足元、肝心なところが見えていないところがあるかと思っておりますので、今後いろいろ難しいこともあるかと思っておりますが、まずはそのあたりも考慮されて、今後予算等を頑張ってとっていただくようお願いしたいと思います。

以上をもちまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（田上更生君） 1番 牛嶋津世志君の質問を終わります。

お諮りします。しばらく休憩したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。午後1時より再開いたします。

-----○-----

休憩 午前11時45分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） 休憩前に引き続き一般質問を行います。

6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 皆さん、こんにちは。6番 立山です。私の本日の質問は、町長の任期も残り15カ月余りとなりましたが、初当選以来、これまで様々な事業を実施されておられます。その中でも、特に情報通信基盤整備事業について、また昨年12月の一般質問でも取り上げさせていただきましたが、町長政策集の進捗状況について、本日はこの2点についてお伺いいたします。

では、最初の質問に入ります。本年度において、情報通信施設利用検討委員会が設置され、その後複数回にわたり委員会が開催されたとお伺いしました。まず、委員会の設置目的につきまして、担当課課長にお伺いいたします。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） こんにちは。

高森町情報通信施設利用検討委員会につきましては、その設置要綱に、町は将来の高森町における情報通信施設利用の有料化を見据え、情報通信施設を利用した情

報発信、情報共有の最適な方法を検討するために委員会を設置するとあり、具体的には、たかもりポイントチャンネルを含めた行政からの情報の発信や、その発信した情報が高森の住民であれば地域の格差なく、同時期に得られるといった情報共有の最適な方法を検討するために組織化されました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 自席から失礼いたします。

はい、今分かりました。説明のとおりですね。

では、その構成員の詳細及び協議内容等についても説明いただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼いたします。

構成員は15人以内とされておりまして、公募により選出された町民、見識を有する者及び高森町に活動拠点を有し、町民の5人以上が構成員であって、かつ活動実績がある団体に属する者とされておりまして、役場内の各課、局からも候補者を選出いただいております。具体的には、公募によりまず女性委員が1人、学識経験者として総務省地域情報化アドバイザーで鹿児島大学の教授1人、ほかには町駐在嘱託員、草部及び野尻両地区の活性化委員会、草部北部交友会、東学園運営協議会、高森町商工会、高森町社会福祉協議会、高スポ、消防団、選挙管理委員会、固定資産評価委員会、多面的機能運営委員会及びたかもりポイントチャンネル放送番組審議委員会から、合計で15人の皆さまに委員を委嘱いたしております。

なお、この下部組織といたしまして、役場管理職で構成されました情報通信施設利用検討委員会検討部会、これは構成員が16人でございます。及び、関係各課局の次長、係長で構成された情報通信施設利用検討委員会作業部会、これは構成員が15人であります。という二つの下部組織がございます。また、オブザーバーといたしまして、光ネットワーク株式会社及び高森町観光協会にも御協力をお願いいたしました。

委員会につきましては、8月から毎月4回、計4回の会議を開催いたしまして、会議につきましては、先ほど説明しましたとおりの内容につきまして協議を行っております。主なものといたしましては、情報通信基盤整備事業について、それから他自治体の情報通信基盤の整備及び利用状況について、費用負担の現状と課題点について、年間使用料を含めた情報通信施設利用の現状について、地上デジタル波放送難視聴地域の解消対策について、情報通信基盤をフル活用するための行政施策に

ついて、情報通信施設利用の今後のあり方に関する提言（案）について、ということで、各委員からも会議の場では活発な意見が出されました。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、馬原課長から詳細なる説明をいただきましたけれども、では、その協議内容に対して、委員会は今後どのような対応をなされる予定でしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼します。

協議内容につきましては、多岐にわたりましたが、将来の高森町における情報通信施設につきまして、先ほど出ました設置要綱にも明記してありますとおり、施設利用の有料化を見据えた情報発信及び情報共有の最適な方法について、委員会において検討、協議されましたので、今後、高森町情報通信利用施設の今後のあり方に関する提言書が町長に対しまして提出される予定になっております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 分かりました。

次に、事業の詳細について少しお尋ねしたいと思います。

あくまでも、これは私の推測なんですけれども、一部の方は情報通信基盤整備事業イコールTPC、たかもりポイントチャンネル事業の実施と誤っていらっしゃると思われそうですが、実際のところはどうでしょうか。

まず、情報通信基盤整備事業につきまして、以前からの経緯を説明していただきたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼します。

では、情報通信整備基盤事業の以前の経緯につきまして、概略御説明申し上げます。町では、平成21年当時に、ブロードバンド構想として、携帯電話基地局、それから携帯電話伝送路及び光ブロードバンド整備事業の整備計画がございました。総事業費が32億2,000万円という多額な事業費でございまして、国の補助金等でこれを賄う予定にしておりましたので、その補助金の措置が厳しくなった等の理由で、携帯電話関係の事業のみ実施されております。予算としましては、国の経済危機対策事業が補助率3分の1でございます。補助残の87%が公共投資臨時交

付金及び町の一般財源ということで、それが当初の事業計画になっておりましたんですが、公共投資臨時交付金の手立が厳しいと、総務省九州総合通信局からの連絡がありましたことによりまして、整備事業の一部ですね、これにつきましては光ブロード整備事業について取り下げが行われているものでございます。なお、ランニングコストとしても、最低数千万ではなかったかということで、これはあくまでも見積もりとか取っておりませんので、概算の見込みとしてはそれぐらい掛かるのではなかったかということで、数字は出さされていたみたいでございます。

では、引き続きましてまた説明をさせていただきます。草村町長1期目の平成25年度及び平成26年度におきまして、全世帯、これは全町民ですね。正しい情報を正確、均一に共有することができる制度設計を町政の基本に、情報通信基盤整備事業というのが実施されまして、光整備後の暮らしの変化として、以下の点につきましては事業の開始前から計画されておりました。まず、行政では正しい行政情報の発信、教育ではICTを活用した教育の推進、防災では映像による防災情報の発信及び災害状況の現況、福祉では高齢者見守りサービス、通信ではネット環境の向上や公衆無線LAN環境の整備、ほかにも高森に今ございますコンビニエンスストアのATMや電子決済、企業誘致の基礎インフラ等、身近なサービスも基盤整備事業が行われたことにより充足しておるところでございます。

今説明した中に、たかもりポイントチャンネル事業というのが含まれていなかったのがお分かりいただけましたでしょうか。実は、この情報通信基盤整備事業を整備する際に、たかもりポイントチャンネル事業というのは含まれておりませんでした。あくまでも通信基盤を整備したことによる副産物という考えでございます。当初からたかもりポイントチャンネル事業ありきの基盤整備ではなく、情報通信基盤整備事業が完了したことにより、映像を活用した行政情報発信の手段の一つでございます。しかしながら、情報通信基盤整備事業イコールたかもりポイントチャンネル事業のイメージは、なかなか払拭できないのが現実でございまして、今年度において改めて町職員に対しての意識調査や事業の詳細について情報共有を行っておりますし、今後も現状と課題について、分かりやすく丁寧に、様々な手段を活用して、住民に対し繰り返し説明を行う必要があると思っております。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、分かりました。

情報通信基盤整備事業が、今課長の御答弁にありましたようにどういったもので

あるかということ、また、TPCはあくまでも基盤整備事業の副産物であることが今更ながらではありますが分かりましたし、傍聴されている町民の皆さまも御理解いただけたのではないかと思います。

では、もう1点伺いたいと思います。この事業が日本で唯一ということも聞き及んでおりますが、それはどうしてでしょうか。また、何かこの事業をすることによって、町によってメリットがあるのでしょうか。

○議長（田上更生君） 政策推進課長 馬原恵介君。

○政策推進課長（馬原恵介君） 自席から失礼します。

高森町が日本で唯一、全国で初の試みを行いました高森方式による整備について、御説明をさせていただきたいと思います。

まず、事業ですね。民間事業者が行っております。これはPFIといいまして、一般的には民間が事業主体として、その資金やノウハウを活用して公共事業を行う方式ですね。で、町とともに事業を実施したことが1点目でございます。それから、町内すべての住宅、事務所、施設等の軒先まで、事業者がくまなく引き込む工事体制でございます。ほとんどの自治体は、主線から引き込み工事はすべて個人負担となっておりますので、この分についても住民の方の負担はないということになります。また先ほどPFI方式と御説明申し上げましたが、高森ではですね、BOO方式と説明をしております。このBOOというのは、ビルド・オン・オペレーションということで、民間、先ほどと内容は一緒なんですけど、民間事業者が自ら資金等調達を行いまして、施設の設計、建設、運営を行っており、町の負担は委託事業に対する施設使用料であります。なお、所有権については、現在の使用期間の終了後も公共に移転されることはございません。

では、一番のメリットというのは何かと申しますと、これが民設民営であるということでございます。阿蘇郡市内では、設置運営形態が公設公営、公設民営、民設民営と3種類がありますが、これが頭に公設が付きますと、あくまでも所有が自治体になりますので、民営、公設民営であっても、災害時等、不慮の事故による費用負担は自治体となります。公設の場合は、補助金をもらい、補助金を活用して整備を行いますが、事故や故障の場合には当然修理が必要になります。ただ、その修理ができなければ活用できない、その基盤整備上活用できないということで、これが公設とは若干ちょっと時間が掛かったり、補助金がなかったり、自己資金がなければ難しいという、これが民設民営のメリットでもあります。

以上でございます。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今、担当課長から丁寧なる御説明がございましたけれども、続きまして町長にお尋ねしたいと思います。

今、担当課長から答弁がありましたけれども、情報通信基盤整備事業イコールたかもりポイント事業の実施との考え、またこの事業が日本で唯一であること及び町にとってメリットについて、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 馬原課長が説明をなされたとおりでございます。情報通信基盤整備事業イコールたかもりポイントチャンネル事業の実施との考え、またこの事業が日本で唯一であると、またメリットというところでございます。馬原課長がお伝えなされたこと以外で私が思うには、私自身政策を掲げまして、選挙に出馬をいたしました。すべての政策を行う基本が、間違った情報だったり、もしくはデマだったり、そういうのを払拭しなければそもそもが進まないというところで、政策を進めるにあたって、この情報基盤整備事業が不可欠だったということでございます。政策を進めることによって、要はまちづくりが進んでいきますし、そのことによって人づくりが進んでいくというところでございます。分かりやすい、例えば金銭的なメリットといたしましても、当時の麻生政権の一番最後の経済対策での補正予算も含めての、この全国の光ブロードバンド事業の募集だったと思いますが、高森町はそこで手を下ろしました。下ろした理由は、先ほど馬原課長がおっしゃったとおりだったかもと、なんだなということ为先ほど私も実は思っていたわけですが、少なくとも民設民営のやり方によって、設備費用も相当な競争原理によって削減になったのではないかなと思っております。約12億5,000万円のうちの3億円は民間が出しておりますので、その残りの分が基本的なところでありまして、プラス毎年のレンタル代というところでございます。たかもりポイントチャンネルとこの情報通信基盤事業がイコールと、光ファイバーイコールたかもりポイントチャンネルというところのイメージに関しては、これは私も一住民でありますので、通常あまり興味がなかったりして、単なるテレビで映っているのを見ればそういうふうに感じられると思いますが、先ほどの農業政策の質問の時もお答えいたしました。現在発信している情報も含めて、もしくは今日、例えば俵山トンネルが仮の仮橋を使って通れるようになるというようなところも、地域間格差であったり、もしくはどこの地区だけとか、誰さんだけではなくて、全員が同じタイミングで情報が取れるというところ、ここが一番ではないかというふうに変更して感じるところで

ございます。

また、教育に関しましては、都市部との環境の格差であるところというのが、この情報通信基盤事業で解消されているのではないかなというふうに思います。私は、挙げております情報の発信、自分でいつもテーマに挙げております情報の発信、共有、そして絶対不可能に近いのが共感なんです。これはなぜ不可能に近いといえますと、それぞれお考えがあります、国民の方には。当然、そこは大事にしながら、まずは発信と共有までは行政の役目としてやるべきではないかなというふうに考えております。また、これ日本で唯一といわれるのは、民設民営というのは、簡単に言いますと、民間が投資してつくって、それを借りるといふかたちですけども、何でもこれが日本で唯一なのかと言いますと、そもそも日本は町村が多い国です。過疎地帯も多いわけです。民間の業者さんは利益が出ないと投資はしません、基本的には。阿蘇郡市も見ていただければ分かりますが、熊本県内の町村、市町村の中でも、もしくは全国の市町村の中でも、民設民営で、このPFI方式でやっているところというのは、ほぼほぼないのではないかなというふうに考えております。私たちがやりたくても、民間の業者がやっていただけないというのが結論になるのではないかなというふうに思っております。感覚的には、あくまでも情報基盤整備は、整備事業、情報基盤に関してはレンタル品であって、そのレンタル品を10年契約、10年後に向かって何か施策を進めながら、それが世の中の環境が変わってきた時には、新たな違うところと契約というよりも、新たなものを導入しても構わないというふうに、私自身は感覚的には考えておるところでございます。

一番大事なところは、やはり当時、データではなくて、データ通信ではなくて、映像を選択したというところで見えるというところが一番大事だったのかなと思います。データを選択した場合は端末になります。簡単に言いますと、各世帯にタブレット1台ずつ、もしくは高齢者の見守りの、あの電話みたいなそういうのを配付して、その小さい画面の中で見るしかなかったということ、映像というところを選択したことで、御自宅のテレビでその情報を見ることができる。もしくは、もう1点は、設備に行政側としても端末を購入、全世帯に購入して配付しなくてもよかったというところは、私はよりベターな選択だったのではないかなと思います。

今後といたしましては、メリットといたしましては、本当の意味でのスマートタウン、そして全国絶対になく100%の双方向が高森町の場合はやろうと思えば実現ができる環境が揃っている。映像から入って、その上にデータを、今度はデータ放送を双方向で、要は御自宅のテレビを通じて、この町民の世帯と通信するという

ことがやろうと思えばできる環境が揃っている高森町というところが、今後非常に最大のメリットになってくるのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 町長のお考えを聞きましたけれども、政策の基本であり、人づくり、まちづくりが進んでいくということで、民設民営の利点等々を何点か今お話しされましたけれども、改めて高森町の情報通信基盤整備事業が、他の市町村にはない事業であること、またたかもりポイントチャンネルありきの事業でないことをお伺いすることができました。

では、先ほど担当の馬原課長から答弁がありましたけれども、情報通信施設利用検討委員会から提言書が町長に対し提出される予定であるということでしたけれども、その提言を受けて、今後どのような対応を考えておられますでしょうか。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席のほうから失礼をいたします。

情報通信施設利用検討委員会が設置され、その後今開催されているということは御説明があったとおりです。まずもって、総務省のアドバイザーの先生も含めまして、委員の皆さまにはお礼を申し上げたいというふうに思います。提言がまだいただいておりますので、提言をいただきまして、当然3月議会での御報告、もしくは同時に、施策の進みであったり転換であったり、もしくはそれに伴う予算等も含めまして、議会には御相談をいたしたいと、提案をしたいというふうに考えております。また、その提言に関しましては、町民の皆さまにはたかもりポイントチャンネル等を利用いたしまして、発信、情報の発信と共有を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、分かりました。

では、次の質問に入らせていただきます。

町長は、さらに加速、新しい高森町を表題に、政策集、マニフェストを住民の皆さまに示され、町長就任後8年目を迎えようとしております。現在の政策集は、3項目の決意、そして6つの挑戦と、具体的な言葉で分かりやすく表現してあります。今年も政策集全体から見た政策の進み具合を確認されていると思いますが、進捗状況の確認につきまして、誰がどのようになされたか、担当課にお伺いいたしま

す。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） こんにちは。ただいま政策集の確認の方法についてお尋ねをいただきました。こういった政策集の確認方法なんですけれども、役場内で全庁的な確認を行っております。具体的には、政策推進課が中心となりまして、各課の担当、係長、それから管理職も含めて、広く確認を行っております。以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、分かりました。

じゃあ、確認された進捗状況についてお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） 自席から失礼いたします。

政策集の確認の結果ですが、各政策の進捗状況を3つの区分で評価をしております。まずは完了、これは政策集の内容が達成されたものです。次に実施中、これは取組に着手しているものです。そして検討中、または実施せず、これは取組を検討しているもの、またはまだ検討に至っていないものです。この3つの区分に基づき、政策集に掲げられている70の政策を整理すると、8割が完了または実施中の状況であると判断をしております。

なお、昨年12月に開かれました議会定例会においても、政策集の進捗状況を御報告させていただきました。当時は、完了または実施中が約6割となっていたことから、この1年で2割の進展があったこととなります。

この進展があった中で、例えば、「魅力ある食文化の形成」「ICTスマートタウン実現に向けてのさらなる情報基盤整備」「自分を守る安全教育」「災害教訓を生かした防災教育の推進」などは、昨年から進捗があった政策というふうに考えております。

まず、「魅力ある食文化の形成」については、一般社団法人TAKARA MORIが開発した根子岳カレーが、阿蘇ジオパークブランドの最優秀賞を受賞しました。これは、高森町のシンボルである根子岳を活用し、またトマトカレーという南阿蘇の特産品を用いた新たな食分野の開拓といえるのではないかと考えております。

情報通信基盤整備については、先ほど御質問のありました情報通信施設検討委員会を設置し、情報通信基盤のさらなる利活用について検討を深めているところです。

また、安全教育、防災教育については、町内の全小中学生を対象に、防災監によ

る授業も実施をしております。

一方で、政策集の政策のうち、2割が検討中または実施せずというふうになっています。こう評価された政策としては、「企業誘致・進出の促進」「公立図書館建設に向けての協議会発足」「子ども子育て・高齢者を支援する生活環境整備を全家対応型で実現する」、これは例としてコミュニティセンターの建設が挙げられていますが、こういった項目が挙げられます。これらの政策は、相手方がいる話であり、また将来負担も含めた財源の問題もございます。残り1年余りでこうした困難な政策をどこまで進めていけるかが課題であると考えております。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、今審議員のほうから。たぶん、私ちょうど1年前、12月定例会で一般質問をした時は、今お答えになったように、約6割が完了実施中ということで、今答弁の中にありましたように、8割ということで、2割アップしたというお話なんですけれども、ちょっと私調べましたけれども、今審議員のお話の中にありましたように、70の項目ということがございましたけれども、これはちょっと確認ですけれども、挑戦1が16、挑戦2が8、挑戦3が7、挑戦4が10、挑戦5が22、挑戦6が7、これを合計しますとちょうど70になるかと思えますけれども、これでよろしいんですね。

○議長（田上更生君） 政策推進課審議員 橋本俊太郎君。

○政策推進課審議員（橋本俊太郎君） ただいま議員からお話のありました数の数え方で間違いありません。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） はい、すみませんでした。

それでは、改めまして町長にお伺いいたします。今、橋本審議員のほうから政策の進捗状況について、具体的に御説明がございましたけれども、町長については政策集を出された意義、また任期が1年余りとなった現在、町長自身としては政策の進捗状況について、どのようにお感じになっておられますか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） まずもって、この検証に時間を割いていただきました職員の皆さまに感謝申し上げたいと思います。かなり、年々しっかりしたこのリサーチを、職員同士で意見の共有をなされていらっしゃると思います。また、橋本審議員がまたそれをまとめていただくということで、大変私も答申をもらって、ああ、やはり細かく

しっかり皆さん積み上げてこられているなというところを思いました。

まず、この意義と申し上げますのは、これはもう7年前になりますが、やはり課題をしっかり提示した上で、自分の理念と目標というのを明確にするというところ、それに賛否をいただくというところだと思います。一番の、私はこういう政策集を出してですね、いいところも、長所、短所あると思うんですが、長所だけ言いますと、やっぱり具体的な政治政策へのスピード感ある対応、変革がスムーズになるということですね。直ちに考えたり実行したり、目標にしたりすることができるというふうに思います。それと、行政職員がやはり政治機能の構成員に、一つの力としてそういうところが付いてくるのではないかなと。すなわち、それは自発的になったり意識改革につながってくるのではないかなというふうに思っております。

もう一つは、議会の皆さまも選挙の時には議会広報も含めまして、いろんな手段で自分の目標と理念を掲げられましたので、そのような相互の効果が出てくるのではないかなというふうに思っております。そこがやはり意義として、これを出したところでございます。8割が終わっていると、もちろん終わるということは継続しているということですので、そういう中で残り2割に関しましては、やはりこれは一番の変化が、大きな災害が3年間もあったということです。私は1期目就任いたしましてすぐ翌年が、九州北部豪雨災害でした。そして、大きな、もう44年ぶりとなる大雪、豪雪ですね、そして阿蘇山の噴火、火山灰対策、そして熊本地震というところでありました。常に政策集は大きな災害を想定してつくったものではございませんが、やはりその時、その時のそういう環境に応じて変化をしなければいけないし、また、法律の改正も同時にあります。そういう中で、8割のこの町民の皆さまに提示したことを、一つひとつ積み上げていただいたのは、やはり職員の皆さんと議員の皆さんの御理解、御協力かなというふうに思っております。

任期が残り1年余りとなったということで、大変1年余りで8割まで完成、進められていることに関しまして、これは必ず効果が将来出てくると思いますし、残りに関しましても、残り任期中は全力で取捨選択しながら頑張っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） ただいま町長から、政策集の意義、並びに政策集の進捗状況について御答弁いただきましたけれども、では、政策集の課題やその改善、またさらなる政策の推進につきましてお伺いをいたします。

さらに推進しなければならない事業名、あるいは政策集の見出しでも結構ですので、お聞かせいただければと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 自席から失礼いたします。

課題と申し上げますのは、やはりその熊本地震からの政策集に載っていない、これは連携、関わりはあると思います。やはり防災体制や防災意識という部分もありますが、熊本地震からの復旧を果たす過程の、今からプロセスの中で、やはり今後の災害に対する対策だったり、意識の持ち方というところは、大きな課題として出てきたのではないかなというふうに考えております。

また、政策の推進につきましては、進んでいるところもありますが、やはり先ほど違う一般質問でありましたように、地域が元気になる産業、つまり農業に対しての、目に見えるかたちの次の一手というところも出てくるかとは思いますが、私個人といたしましては、やはり大事なことは、今後はやはりこの町民の皆さまの、この健康の増進、やっぱり健康なまちづくり、要は皆さんがそれぞれ生き生き生活していただく。そのために健康でないといけないというところで、すごく頑張っているんですが、例えばの話は細かく言いますと、健診率の向上であったり、もしくはそれに代わる、やはりそれぞれ皆さんが自分のデータをしっかり見ていただいて、そこにふっと一つ立ち止まっていただくような、そういう情報の発信、共有で、そして、そのことが将来のやはり笑顔があって健康なまちづくりにつながるのではないかなと思っておりますので、そういうところは私自身といたしましては、今後しっかりまた積み上げて、3月の議会で予算化であったり、もしくは政策であったり、そういうところを皆さまに御提示したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 最後に、現在の政策集の進捗状況を、町民の皆さまに知っていただくことも必要ではないかと思われませんが、その点についてはどうお考えでしょうか。また、知っていただくにはどうすればよいか、併せてお答え願いたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） これは議員がおっしゃったように、当然、情報の発信、共有として必要であるというふうに思っております。1期目の時には、まだたかもりポイントチャンネルがその番組の中で明確に番組分けとかができている状態でもない中

でどんどんスタートして、やりながら修正してきましたので、なかなか伝わりにくかったところもあったかと思いますが、私としてはやはりこの情報基盤整備に伴う副産物であるたかもりポイントチャンネルを使って、この政策集の進み方、今こうなっていますということを説明をしていく必要はあるというふうに考えております。

また、より知っていただくためには、本来であるならば地域のこの説明会等々が、私はやはり必要かなと思っております。しかしながら、そこでの言葉であったり、コメントであったりというところが、やはり例えば、何地区で話したこと、何地区で話したことの捉え方がまた違うふうになるというのも一つ考えなければいけないなというところもございますので、まずは施策として行いました情報基盤整備を使って、町民の皆さまにこの政策集の進捗状況は伝えたいというふうに考えております。そして、より知っていただくためには、先ほど申し上げたこととプラスして、例で言いますと、今回教育の中で古庄審議員と一緒に出ていただいて、岩下次長と一緒に出ていただいたり、もしくは後藤次長と一緒に出ていただいたりして説明をされているように、しっかり番組の中で辛口のコメントも出していただけるような、そういう情報を何か決まったような情報ではなくて、ストレートな情報を町民の方に届けていただけるような解説も含めてやっていただければ、私は幸いかなと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君。

○6番（立山広滋君） 今日には情報通信基盤整備事業、また、町長政策集の進捗状況、この2点についてお伺いいたしました。答弁の中にありましたように、情報通信施設利用検討委員会の提言書が提出されると思います。また、町長が今お答えになった政策集の進捗状況をですね、TPC等をとおして、町民の皆さまにぜひとも情報を流していただきたいと思います。

本日はこの2点について質問をいたしました。これで、私の一般質問を終わります。

○議長（田上更生君） 6番 立山広滋君の質問を終わります。

4番 興梶壽一君。

○4番（興梶壽一君） 皆さん、こんにちは。4番 興梶です。本日最後になりましたけども、よろしくお願いを申し上げます。私は先に通告いたしました固定資産税の大口滞納について及び税等の徴収向上対策についてお伺いを申し上げます。よろしくお願いを申し上げます。

まず、固定資産税におきまして、大口滞納及び高額な滞納に至る経緯と現状についてお伺いをいたします。

私は有働代表監査委員とともに、平成28年度決算について審査を行いまして、いくつかの指摘事項をさせていただきました。その主なものといたしまして、固定資産税におきましては、滞納額の6割を占める大口滞納、いわゆる高額滞納であります。また、国民健康保険につきましては、平成10年に発覚いたしました国保払戻金等の着服事件であります。この2件において、執行部におかれましては、日々徴収に鋭意努力されてきたものと思いますが、固定資産税におきましてはその額が年々増加しており、このままであれば、財政運営に大変影響を及ぼすものと考えられます。そこで、固定資産税において、大口滞納に至った経緯と現在の状況について、まずお伺いをしたいと思います。

また、最初にお断り申し上げますのは、決算審査意見書においては、有働代表監査委員とともに、合意の下に作成をしております。今回一般質問において、新たな指摘事項をするものではございません。こういった高額な滞納といった重要案件については、随時注視する必要がある観点から、監査後の大口債権について、どのような対応がなされているか、この点について今回は議員の立場からお尋ねをいたしたく、質問にさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） こんにちは。

9月議会で認定いただきました平成28年度決算での固定資産税の収入状況ですけれども、現年分が調定額約2億5,860万円に対しまして、収入済額2億3,815万円、収入未済額が約2,045万円となっております。また、過年度の滞納繰越分調定額は3,359万円に対しまして、収入済額が約682万円で、収入未済額が約2,677万円の97件の滞納となっております。そのうち、お尋ねの大口滞納ということで、私どもの大口滞納と捉えておりますのが、20万円以上で見ますと、個人、法人合わせまして18件となっております。個人においては、相続などで土地や建物を所有しておりますが、病気や失業などによる収入減や年金生活などでの収入が少なく、税の負担が厳しいケースなどがあります。こうした方々に対しましては、分納計画を立てていただきまして、計画に基づいた納付をいただいております。今年度、現在8件の分納誓約が行われております。法人におきましては、事業のために土地や建物を所有しているが、経営不振、悪化によるものが考えられます。こちらについては、年税額が大きくなる傾向にあり、議員御指摘の

とおり、滞納繰越額の大口の滞納が占める割合が約6割ぐらいになっているということでございます。町としても、積極的に納税交渉を行ってきておりますが、思うような納付されていない現状であります。なお、平成29年度の滞納繰越収入額は、現在は約130万円となっております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 自席から質問をさせていただきます。

答弁で、20万円以上の滞納が、個人それから法人を合わせますと18件あるということですが、法人におきましては滞納額が増えているという状況であるということ。

次に、大口滞納者、いわゆる高額滞納者に対して、今後の対応についてお伺いをしますが、大口に至るまでのどのような対応がとられてきたのか。また、大口になった現在、今後どのような徴収をされるのか、お考えをお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

大口滞納になられる方は、ある程度の規模の固定資産を所有しているため、年税額が高く、短い期間でも大口滞納になる方が多い状況です。そのため、滞納が発生した際には、早めに納税交渉を行い、納付の勧奨と先ほども申し上げましたが分納計画を立てるよう呼び掛けてきました。しかし、計画が履行されず、滞納額が増えた場合には、財産調査等を行い、差し押さえ等の滞納処分を実施しております。また、換価できる財産がない場合には、執行停止を行うということにもなりますが、固定資産税だけでなく、このような滞納状況についての対応策としまして、滞納整理計画を作成し、引き続き電話催告、訪問徴収、家宅捜査や差し押さえ、公売等を行っていきたいと考えており、今後、公売会を今年度開催する準備で、現在進めております。また、阿蘇郡市の税務課職員が連携した阿蘇郡市併任徴収協定や、また県との協定により、県北広域本部から職員を派遣していただくことや、また徴収率向上対策に今後努めていきたいと思っております。

また、本庁の独自の取組としましても、滞納を担当課のみの問題として捉えず、各課の枠を越えた徴税と収納対策プロジェクトチームの活動を今後も継続しながら、構成職員の地区割班による高額滞納者への電話催告や、また夜間徴収訪問などを行っていきたいと考えております。

また、このプロジェクトチームにつきましても、今後そういった見直しや充実を

図りながら、大口滞納者への特別対策、仮称であります、そういったものの編成も今後検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 大口滞納につきまして、2点ほどお伺いしました。今回の質問におきましては、個人情報保護法におきまして、答弁がかなり制約されるかと思えます。答弁におきましては、抵触しない程度の答弁で結構ですので、よろしく願いを申し上げます。私とすれば細部までお聞きしたのですが、致し方ないかと思えますので、よろしく願いしたいと思えます。

先ほどの話では、現在18件の大口滞納がありまして、そのうち8件が分納誓約書で納付をされているということです。残りの10件について、どのような対応といたしますか、いわゆる時効の中断等がなされているのかをお伺いを申し上げます。特に法人におきましては、資産等は競売にてほかの業者へ渡っているとお聞きします。その法人については、いつまでの分が課税されているのか、その法人は現在も存在しているのか、また今後、徴収活動は続けなければならないと思えますけれども、その法人に対しての時効の中断ができるのかをお伺いをしたいと思えます。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

ただいまの議員の質問の時効の中断についてということでございますが、時効の完成を阻止する制度としましては、地方税法にうたわれております第18条第3項と第18条の2の規定がされているものでございます。その中断理由として、民法の規定を準用した請求、差し押さえ仮処分の承認の3つと、また地方税法18条の2に規定されます納付または納入に関する後置、督促、交付請求の3つがあります。分納誓約は先ほど申し上げました承認にあたるものでして、12月に入りましても1件の大口の滞納者から誓約をいただいております。引き続き、分納誓約書の提出は残りの方にも求めていきたいと思っております。また、誓約を拒む方につきましては、今後も差し押さえや交付請求など、滞納処分の時効の中断を行っていきたくと考えております。

先ほど言われましたように、地方公務員法34条第1項及び地方税法第2条の規定によりまして、守秘義務とか秘密の部分に抵触するおそれがありますので、質問の特定するような法人の個別対応についての答弁は、差し控えさせていただきますが、一般的には基準日となります固定資産税の場合ですけれども、基準日となる1月

1日に、賦課期日に土地、家屋等を所有する人に対し固定資産税を課税しておりますので、仮に平成29年度中に所有権が移転しても、本年度の課税はなくなりません。また、時効の中断についても、先ほど申しあげました中断事由に該当すれば成立しますので、例えば、土地の差し押さえ等が続く場合は、中断は継続されているということになります。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 先ほど言いましたように、個人情報保護法において、かなり難しい答弁になっているかと思えますけども、今お話のとおり、新しい会社に所有権の移転がなされているというようなことで、今後新しい会社はその固定資産税を納付されるかと思えますけども、新しい会社との納付契約はどのようなことになっているのかをお伺いをします。また、納付方法としまして、一括払いといたしますか、何期払いか今されているかと思えますけど、また同じような例が起きないように、毎月払いとかそういう細々した納付方法といたしますか、そういうのはできないのか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

議員質問の、こちらにつきましても、個別対応についての答弁はできませんが、一般的に納税義務者に対し、個別の月払いの納期は設けておりません。固定資産税の場合、御承知のとおり4期に分けて納期限を設定しております。ただし、滞納が発生した場合には、滞納分の支払い分を分納制約に基づきまして、月々分割払いで納付していただくことは可能ですが、その際も現年度分は納期に合わせて納付していただくこととなります。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） はい、分かりました。

次に、税等の徴収向上対策についてお伺いをします。最初に、プロジェクトチーム等について課長のほうから少し触れられましたけども、平成24年6月に町民間の負担の公平性、それから自主財源の確保の観点から、徴税等の収納プロジェクトチームが設置されております。そのプロジェクトチームの活動状況と成果、及びプロジェクト会議を本年度は何回開催されて、どのような協議をなされているかをお伺いします。また、プロジェクト会議において、大口債権等の高額債権等について

協議はなされてきたのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 議員質問の高森町徴税収納対策プロジェクトチームにおいては、滞納をですね、先ほど冒頭でも申し上げましたが、担当課のみの問題として捉えず、各課の枠を越えた対応をするため、平成24年6月8日に設置要綱を制定しまして、町民間の負担の公平性と自主財源確保の観点から、町税及び税以外の収入金の滞納対策としましての、平成24年度から税担当及び料等担当部署が連携して、現在まで収納対策事務活動を行っております。チームの体制としましては、私税務課長を本部長とし、税担当部署としては税務課、健康推進課、料等担当部署としましては、住民福祉課、建設課、教育委員会の担当者、課長、課長補佐を含む30人を、行政区ごとに現在は9班体制で、電話催告、交渉、訪問を実施し徴収を行っております。

また、月1回必要があればほかの月も開催しますが、原則月1回、活動状況報告、情報提供や研修会など行いながら、対策会議を実施しています。

先ほどお尋ねの大口滞納の20万円以上につきまして、特にその対象者に絞って協議をしているところであります。収納を担当する職員がチームとして行うことで、共通の認識を持って事務を遂行することができており、情報の共有という点についても成果は得られていると思っております。

今後は、先ほど申し上げました税務署や県が行う研修会等にも積極的に参加し、職員のスキルアップを図りながら、収納対策を充実させていきたいと考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梶壽一君。

○4番（興梶壽一君） 30人態勢で9班で徴収活動を行っているということですが、会議においては月1回、それ以上にも行われるということですが、また、大口債権についても協議をなされ、担当者がその大口債権者に対して徴収に伺っているということですが理解していいですかね。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼します。

徴収プロジェクトの対象としてますのが、20万円以上の大口滞納者というところで、税料等全部含めると相当な数がおられます。それを班の9班に分けて、それぞれの個別のケースに対しまして、班にある程度任せたとような、それは独自のや

り方もありますけども、そういった中で班体制で徴収活動を継続しているということです。議員が想定されてます極端な大口の滞納のケース、そこに行っているということではございません。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 分かりました。

次に、高森町には高森町町税等の徴収向上対策に係る職員派遣実施要項があります。この要項について、まずは詳しく説明をお願いしたいと思います。また、この要項に基づきまして、税務職員を相互に派遣された実績はどのくらいあるのかも伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼します。

議員質問の高森町町税等の徴収向上対策に係る職員派遣につきましては、町税等の徴収向上のため、税務職員の滞納整理時の技術向上を促進し、阿蘇管内市町村間の事務処理の効率化、合理化を図り、税収向上に資するために職員を相互に派遣することを目的として、本町は平成25年度から各市町村と協定を結び活動しております。主な活動としましては、本町では滞納整理事務はもちろんのこと、併任協定を提携している阿蘇管内すべての市町村において、徴収事務、差し押さえ、捜査などを行っております。また、年に数回、実際の滞納事例を持ち寄り検討会を実施し、事務手順などについて情報交換を行っており、職員の技術、能力向上に寄与していると考えております。過去にも県から派遣の実績はあっております。また、今年度は、検討会を3回と今年度公売会を開催を予定しておりますので、その際の派遣を予定しております。その他のメリットとしまして、滞納者宅の捜査を実施する場合において、どうしても同じ町内の住宅捜査というのは難しいところや、やりにくい面もありますので、他市町村の職員が同行することによって、そのような点は解消することができると思っております。さらに、職員を危険から守るという意味でも有効な手法であるというふうに考えております。平成28年度の町県民税の徴収率については、県下でも8位と上位を維持しておりますし、町税全体の徴収率におきましても、固定資産の、先ほどの大口滞納を除きますと、滞納者数も昨年度に比べ約50人減少しておりますし、収納額も増加しているような現状で、納税意識の向上が図られていることは、この成果の一つと言えるというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 大口滞納を除けば、滞納者も50人の減少と。大変実績が上がっているようでございます。それとまた、年に数回滞納事例におきましても検討会がなされるということですが、ほかの市町村におきましても、私先ほど言いましたように大口といいますか、法人等の高額滞納等もあろうかと思えます。こういった事例について、協議等なされた経緯はございますか。よろしくお伺いしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 協議は当然、事例を出して協議をしていただいております。以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 私は先月といいますか、11月に自治体再建の適正管理と監査の具体的なポイントと題しまして、町村監査委員の全国研修会に参加をさせていただきました。その研修会におきまして、現在の徴収担当者の状況を、貧困者に厳しい徴収、そして法人といいますか、ホテルとかゴルフ場、パチンコ店、飲食店、これらの法人や、町の有力者等のややこしい相手には寛容な徴収がされているということが言われていました。しかし、今後は地方自治体の究極の目的は、自治体住民の福祉の増進であり、自治体の債権回収には捨てる義務があり、取れもしない債権については徴収努力をせず、むらなく執行停止、債権を放棄することが必要という声もございました。9月定例会におきまして、芹口議員のほうから不能欠損処分された案件の理由については各課に質問がありました。今後、こういった不良債権、不能欠損処分につきまして、今後どのような考えをお持ちかお伺いしたいと思います。けれども、具体的に不能欠損の処分額をちょっと簡単に申し上げますけれども、平成27年度が一般会計で540万円、健康保険で319万円、合わせて平成27年度が850万円ですね。それから、平成28年度におきましては、一般会計で153万円、それから健康保険で216万円、この2年度で1,310万円ほどが不能欠損をされております。この2年間、件数も金額等も高額になっておりますけれども、今後この不能欠損処分について、どのような見解を持っておられるかをお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 税務課長 松本満夫君。

○税務課長（松本満夫君） 自席から失礼いたします。

ただいまの議員の質問の不能欠損につきましては、地方税法第15条の7の規定

に基づくものでして、本町におきましても、今年度11月に町税に係る滞納処分の執行停止等に関する基準等を策定しております。また、不能欠損につきましては、9月の決算時の審査後の質問でも申し上げましたが、今後におきましても、関係法令及びこの基準に則って、滞納処分の執行停止、不能欠損処分などを、的確かつ適正に行っていきたいというふうに考えております。議員の質問の中でもありましたが、取れない債権につきましては、今申し上げたとおりですが、あくまでも税については町民間の負担の公平性と自主財源を確保するという観点から、滞納を見逃すことはできませんので、地方税法第18条の1に規定します地方税の消滅時効を完成させないためにも、分納誓約書の提出であったり、催告、差し押さえ、公売などについても積極的に行いまして、不能欠損の対象額を減少させるため、より一層の徴収強化と努力を、職員一丸となって滞納整理を行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興梶壽一君。

○4番（興梶壽一君） よろしくお願いを申し上げたいと思います。

最後に、町長のほうに伺いをしたいと思います。

私、先ほどから話をしておりますけども、法的な措置が必要なものにおきましては、徴税等収納プロジェクトチームや、税収向上対策に係る職員派遣及び税務課だけの対応では、大変困難を極めるのではないかと思います。町長におかれましては、9月の定例会におきまして、徴収事務と賦課事務におきまして、体制の見直しに着手したいというふうに答弁されております。先ほどの大口滞納、それから高額滞納につきまして、最初に申し上げました国保払戻金等の着服事件の処理ですね、それから不能欠損処分等につきましては、法的な知識を持って対応する必要があるかと思えます。こういった案件に対応するため、徴収事務と併せて債権管理、ある市町村では債権管理条例等を設けて、債権管理課というのもできているんですけども、徴収事務と併せて、この債権管理も担う部署についても考慮していただくとと思いますが、どのような構想と見解をお持ちかお伺いをしたいと思います。

○議長（田上更生君） 町長 草村大成君。

○町長（草村大成君） 私が9月の議会にお答えをいたしましたその具体的な構想というところだというふうに思っております。また、その必要性があるということも、議員が私と同じ認識であられるということも、今理解をいたしました。これはやはり、今、議員が法的なことというふうにおっしゃいましたが、まずその前に、こ

の組織が今どういう状態でどういう効果が上がって、どこができていないのかというところをしっかりと把握した上で再構築する。そして、その時に大口の滞納者も含めた徴収対策も一緒にやっていかなければいけないというのが方向性だというふうに考えております。

1点、まずもってですね、私、就任した時点で、固定資産も含めまして大口があったわけですが、これは職員の皆さん頑張ってください、一旦回収をした時でもございました、大きくですね。それから、また現状がそう増えてきているというところがございます。しかし一方では、平成24年、25年、26年は、これは非常に頑張っております。そして、それはやはりこの対策プロジェクトチームをつくった効果っていうのも十分ございますし、先ほど申し上げましたように、町県民税の28年度は県下でも8番と。8番がいい悪いではなくて、上位のほうにいるということと、滞納者数も約50人近く減少しているというところも踏まえまして、またもう1点、組織の再構築に関しまして、議員も御承知のように国保の制度が変わります。これはどのぐらい事務量が上がって、中身がどうなるのか、職員の負担というかやらなければいけないことが、どんなことが入ってくるのかということが、まだ全体像が見えておりません。ですので、それを現状と当てはめるとするならば、例えば町民税担当と国保担当の一括管理な可能な体制づくりというふうに名言ができますが、まだ今後の国保の中身次第では、そこをやはりやりながら修正していかなければいけないし、その上に専門の知識、ここが議員がおっしゃったところだというふうに考えております。3月の議会等でしっかりこのかたちを議員の皆さまにも御相談できるようなことに向けて、今そこを職員、特にこれからの次世代の職員の自らの発案や意見等を議論していただきながらくみ上げている途中ですので、しっかりしたこの組織づくりに向かっていきたいというふうに考えております。その上で今おっしゃったことは、非常に重要なことということを確認しておりますので、また御報告をさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君。

○4番（興柁壽一君） 今の町長のほうから、私が就任した平成24年頃には大口といいますか、高額滞納が5,000万円ぐらいあったのを、町長のほうでプレゼンテーションそういうのを行いながら解消された経緯は知っております。今回、大口滞納につきましての整理については、私は急を要するものと思います。今後、担当課におかれましては大変だと思いますけれども、早期の対応方をお願いをしたいと思

います。

また、税等の徴収率の向上につきましては、人口減少が大変進む中におきまして、自主財源の確保について、必要不可欠なものであらうと思います。今後も先ほどお話がありましたように、徴収レベルの向上を目指されて、徴収強化に取り組んでいただきますようお願いを申し上げ、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（田上更生君） 4番 興柁壽一君の質問を終わります。

これで一般質問は終了しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。

お疲れさまでございました。

-----○-----

散会 午後2時20分

1 2 月 1 5 日 (金)

(第 3 日)

平成29年第4回高森町議会定例会（第3号）

平成29年12月15日

午前10時00分開議

於 議 場

1. 議事日程

開議宣告

日程第1 意見案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

日程第3 特別委員長報告について

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

2. 出席議員は次のとおりである。（9名）

1 番 牛 嶋 津世志 君

3 番 後 藤 三 治 君

4 番 興 梶 壽 一 君

5 番 芹 口 誓 彰 君

6 番 立 山 広 滋 君

7 番 森 田 勝 君

8 番 本 田 生 一 君

9 番 田 上 更 生 君

10 番 佐 伯 金 也 君

3. 欠席議員は次のとおりである。（0名）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（19名）

町 長 草 村 大 成 君

教 育 長 佐 藤 増 夫 君

総 務 課 長 佐 藤 武 文 君

生活環境課長 田 上 浩 尚 君

会 計 課 長 古 澤 要 介 君

健康推進課長 阿 南 一 也 君

住民福祉課長 佐 伯 実 君

建 設 課 長 沼 田 勝 之 君

農林政策課長 後 藤 健 一 君

税 務 課 長 松 本 満 夫 君

政策推進課長
兼TPC事務局長 馬 原 恵 介 君

教育委員会事務局長 東 幸 祐 君

たからポイントチャネル事務局長 岩 下 徹 君

監査委員事務局長 安 方 含 君

政策推進課審議員 橋 本 俊 太 郎 君

農林政策課審議員 荒 牧 久 君

教育委員会審議員 古 庄 泰 則 君

総務課総務係長 岩 下 雅 広 君

総務課財政係長 代宮司 猛 君

5. 本会議に職務のため出席した者の職氏名（2名）

議会事務局長 安藤吉孝君 議会事務局庶務係長 山田耕生君

開議 午前10時00分

-----○-----

○議長（田上更生君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

お諮りします。お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。それでは、お手元に配付してあります日程にしたがって議事を進めます。

-----○-----

日程第1 意見案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書について

○議長（田上更生君） 日程第1、意見案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書についてを議題とします。本案について、趣旨説明を求めます。

提出者、3番 後藤三治君。

○3番（後藤三治君） おはようございます。3番 後藤です。提出者を代表いたしまして、意見案第2号 道路事業予算の総額確保等に関する意見書についての趣旨説明を行います。

高森町は九州の中央部にあり、熊本県の最東端に位置し、南部は宮崎県、東部は大分県に接しており、国道325号や国道57号を介し、九州各県へのアクセスに恵まれ、阿蘇の豊かな恵まれた自然を生かした魅力ある観光の町づくりを目指して、地域内の観光資源を結ぶ散策の道路ネットワークの構築や、高森駅周辺を核とした観光客にやさしい憩いの散策ルートの歩道整備等、魅力ある街並み整備を進めている。

また、移動手段を自動車交通に大きく依存している本町においては、昨年4月に発生した「平成28年熊本地震」により、町内の道路網が遮断され、救援物資の輸送の遅れや一般道路に慢性的な渋滞が発生するなど、産業・経済活動から日常生活まで広範囲に影響が及び、道路の必要性を改めて認識させられたところである。

住民の安心・安全を確保し、町が持続的な発展を続け、「地方創生」「熊本地震からの復興」を実現するためには、現在防災道路として整備中である西原・前原線をはじめとする町道の整備を着実に推進するとともに、既存道路施設の老朽化対策を適切に行っていくことが重要である。

このため、国におかれては、必要な道路事業予算の総額を安定的かつ十分に確保

するとともに、大型補正予算による予算の確保を強く要望する。

現在、「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の規定により、交付金事業の補助率等が嵩上げされている措置は、平成29年度までの時限措置となっており、このまま廃止されると、財政の厳しい本町にとっては、「地方創生」「熊本地震からの復興」への取組に対する影響は計り知れない。

よって、国に置かれては、地方の状況を考慮し、道路財特法の補助率等の嵩上げ措置については、平成30年度以降も引き続き継続するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位におかれましては、この意見書の趣旨を御理解いただき、御賛同いただきますようお願いしまして、趣旨説明といたします。

○議長（田上更生君） 趣旨説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本意見案については、原案のとおり採択したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、道路事業予算の総額確保等に関する意見書については、原案のとおり採択することに決定しました。

-----○-----

日程第2 付託案件の委員長報告並びに採決について

○議長（田上更生君） 日程第2、付託案件の委員長報告並びに採決についてを議題とします。

-----○-----

議案第54号 高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正について

○議長（田上更生君） 議案第54号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、総務常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） おはようございます。5番 芹口です。

総務常任委員会に付託された議案第54号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、12月8日に委員会を開催し、総務課より、佐藤課長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号、高森町一般職員の給与に関する条例等の一部改正については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第55号 平成29年度高森町一般会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、各常任委員会に付託してありましたので、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 芹口誓彰君。

○総務常任委員長（芹口誓彰君） 5番 芹口です。

総務常任委員会に付託された議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、12月8日に委員会を開催し、総務課より佐藤課長及び担当係長、税務課より松本課長、丸山課長補佐及び担当係長、政策推進課より馬原課長、橋本審議員及び担当係長、TPC事務局より馬原局長、岩下事務局次長及び担当係長、生活環境課より田上課長及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議した結果、全委員異議なく可とすることに決定しました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） おはようございます。6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託された議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、12月11日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長、教育委員会事務局より佐藤教育長、東事務局長、古庄審議員、後藤次長及び担当係長、住民福祉課より佐伯課長、高崎課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託された議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、12月12日に委員会を開催し、農林政策課より後藤課長、荒牧審議員及び担当係長、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 各常任委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、各委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第55号、平成29年度高森町一般会計補正予算については、各委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第56号 平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第56号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正

予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託された議案第56号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、12月11日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第56号、平成29年度高森町国民健康保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第57号 平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第57号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

文教厚生常任委員長 立山広滋君。

○文教厚生常任委員長（立山広滋君） 6番 立山です。

文教厚生常任委員会に付託された議案第57号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、12月11日に委員会を開催し、健康推進課より阿南課長、野中課長補佐及び担当係長の出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしま

した結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号、平成29年度高森町介護保険特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

議案第58号 平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算について

○議長（田上更生君） 議案第58号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、建設経済常任委員会に付託してありましたので、委員長の報告を求めます。

建設経済常任委員長 後藤三治君。

○建設経済常任委員長（後藤三治君） 3番 後藤です。

建設経済常任委員会に付託された議案第58号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、12月12日に委員会を開催し、建設課より沼田課長、野尻課長補佐及び担当係長に出席を求め、詳細に説明を受け、審議いたしました結果、全委員異議なく可とすることに決定いたしました。

以上、報告、終わります。

○議長（田上更生君） 委員長の報告が終わりましたので、これから質疑を行います。
質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 討論なしと認めます。

お諮りします。本案については、委員長の報告のとおり決定したいと思います。
御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号、平成29年度高森町簡易水道事業特別会計補正予算については、委員長の報告のとおり可決されました。

-----○-----

日程第3 特別委員長報告について

○議長（田上更生君） 日程第3、特別委員長報告についてを議題とします。

地方創生特別委員長 森田勝君。

○地方創生特別委員長（森田 勝君） おはようございます。7番 森田です。

地方創生特別委員会から報告します。

今回、特別委員会の会議はありませんでしたが、今後も引き続き、TAKARA MORIをメインに検討し、新しい情報が入り次第、皆さまに報告していきたいと思えます。

以上、地方創生特別委員会から報告します。

○議長（田上更生君） 災害対策特別委員長 本田生一君。

○災害対策特別委員長（本田生一君） おはようございます。8番 本田です。

災害対策特別委員会の報告を申し上げます。

今定例会におきましては、災害対策特別委員会を開催をいたしておりません。

報告を申し上げます。

○議長（田上更生君） 議会広報特別委員長 興柁壽一君。

○議会広報特別委員長（興柁壽一君） おはようございます。4番 興柁です。

議会広報特別委員会の報告をいたします。

議会広報特別委員会は、昨日12月14日に開催し、議会広報「絆」第69号の発行について、内容やスケジュールについて協議を行いました。内容につきましては、平成29年度一般会計補正予算、議員研修報告、一般質問及び町民の声を中心として取り上げ、皆さまに分かりやすくお知らせする予定であります。今回は、年明け2月6日を発送予定としております。議員各位の御理解と御協力をお願いいたします。

以上、議会広報特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（田上更生君） 以上で特別委員長の報告を終わります。

-----○-----

日程第4 委員会の閉会中の継続調査申出書について

○議長（田上更生君） 日程第4、委員会の閉会中の継続調査申出書についてを議題とします。

各常任委員長並びに議会運営委員長から、所管事務及び所掌事務のうち、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付しました調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がっております。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田上更生君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（田上更生君） これで、本日の日程は全部終了いたしました。

一言御挨拶申し上げます。

12月定例会、お疲れ様でございました。本年最後の12月定例会ということをごさいますて、平成29年は復興元年という名の下に、熊本災害からの復興を中心に、いろいろと大きな事業等もございました。まず、高森町におきましては、まず一昨年の俵山、12月の俵山ルートの迂回道路の開通、そして、本年8月の長陽大橋ルートの開通、そしてまた今月に入りまして12月、俵山ルートの新しい仮設を通過しながらの開通ということで、高森町への観光、産業、それからいろいろと経済的な発展に向けて、大きな進展があった一年ではないのかなというふうに思っております。町長はじめ、職員の皆さん方の大きな努力、そしてまた尽力の賜物ではないのかなというふうに思っております。高森町のこれからの経済復興について、大きな一年になったのではないのかなというふうに思っております。まだまだ元の姿に戻るのには、非常に時間が掛かるということではありますけれども、着実に元よりももっとよくなる、創造的な復興というようなことで進んでいる町の状況の中にあるかというふうに思います。本年、皆さん方、職員をはじめ、議会もそうですけれども、一緒になって復旧復興に向けて、大きな一年であったというふうに思います。

また、もう本年も残すところあと15日でございますけれども、どうか皆さん方、健康に十分御留意いただきまして、本当に高森町の住民の皆さま方が、満足感を感じながら、安心して安全に暮らしていただけるまちづくりを目指して、皆さん方のなお一層の御奮闘をお願いしたいというふうに思います。どうか、また高森町にとりまして、また町民にとりまして、来る2018年が素晴らしい年になりますことを御祈念申し上げまして、御挨拶に代えさせていただきます。

どうぞよろしくお願ひしたいというふうに思います。

-----○-----

○議長（田上更生君） それでは、平成29年第4回高森町議会定例会を閉会いたします。

お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前10時25分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

高森町議会議長

高森町議会議員

高森町議会議員

高森町議会会議録
平成29年第4回定例会

平成29年12月発行

発行人 高森町議会議長 田上更生
編集人 高森町議会事務局長 安藤吉孝
作成 株式会社アクセス
電話 (096) 372-1010

高森町議会事務局

〒869-1602 阿蘇郡高森町大字高森2168
電話 (0967) 62-1111